

平成 3 0 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月14日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 3時54分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 五十嵐 美 知 議員  
2. 木 村 恵 議員  
3. 植 村 真 美 議員  
4. 若 山 武 信 議員  
5. 伊 藤 新 一 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

| 順序 | 議席番号 | 氏 名   | 件 名  |
|----|------|-------|--|
| 1  | 2    | 五十嵐美知 | 1. 菊島市政任期最終年度の検証について<br>2. 子育て支援について<br>3. 中小企業支援について<br>4. 防災・減災について<br>5. 学校教育について |
| 2  | 1    | 木村 恵  | 1. 地域防災について<br>2. 小学校の統合について   |

| 順序 | 議席番号 | 氏 名   | 件 名   |
|----|------|-------|---|
|    |      |       | 3. L G B Tを含むセクシャルマイノリティの方々への理解と周知について<br>4. 新たな行政改革室の設置について                                    |
| 3  | 3    | 植村 真美 | 1. 若者対策について<br>2. 町内会の運営について<br>3. 市内施設の連携事業について<br>4. 終活支援について<br>5. 学校と教育委員会がさらに一体となる取り組みについて |
| 4  | 5    | 若山 武信 | 1. 認定子ども園について<br>2. 炭鉱遺産活用について<br>3. 行政の諮問機関に係る見解について<br>4. 住宅政策について<br>5. 町内会組織の今後について         |

| 順序 | 議席番号 | 氏名    | 件名  |
|----|------|-------|---|
| 5  | 7    | 伊藤 新一 | 1. 高齢者対策について<br>2. 子育て支援について<br>3. 合同墓の整備について<br>4. 市民の交通手段の確保について<br>5. 遊休公共施設について |

○出席議員 9名

1番 木村 恵 君  
2番 五十嵐 美知 君  
3番 植村 真美 君  
4番 竹村 恵一 君  
5番 若山 武信 君  
6番 向井 義擴 君  
7番 伊藤 新一 君  
8番 御家瀬 遵 君  
9番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 菊島 好孝 君  
教育委員会教育長 多田 豊 君  
監査委員 早坂 忠一 君  
選挙管理委員会  
委員長 壽崎 光吉 君  
農業委員会会長 中村 英昭 君  
副市長 伊藤 嘉悦 君  
総務課長 熊谷 敦 君  
企画課長 畠山 涉 君  
財政課長 尾堂 裕之 君  
税務課長 田村 裕明 君  
市民生活課長 町田 秀一 君

社会福祉課長 野呂 道洋 君  
介護健康推進課長 千葉 睦 君  
商工労政観光課長 林 伸樹 君  
農政課長 若狭 正 君  
建設課長 高橋 雅明 君  
上下水道課長 杉本 悌志 君  
会計管理者 蒲原 英二 君  
あかびら市立病院  
事務長 永川 郁郎 君

教育 学校教育  
委員会 課長 大橋 一 君  
" 社会教育  
課長 伊藤 寿雄 君

監査事務局長 中西 智彦 君

選挙管理委員会  
事務局長 梶 哲也 君

農業委員会  
事務局長 若狭 正 君

○本会議事務従事者

議会 事務局長 井波 雅彦 君  
" 総務議事  
係長 安原 敬二 君  
" 総務  
議事係 野呂 律子 君

(午前10時00分 開 議)

○議長（北市勲君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番竹村議員、8番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（井波雅彦君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、菊島市政任期最終年度の検証について、2、子育て支援について、3、中小企業支援について、4、防災・減災について、5、学校教育について、議席番号2番、五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 おはようございます。質問に入ります前に一昨日、史上初の米朝首脳会談がシンガポールにおいて行われました。このことを通して、日本の抱える拉致問題が解決の糸口につながっていくことを国民として願うものがございます。それでは、通告に従い、質問させていただきます。

件名1、菊島市政任期最終年度の検証について、項目1、所信表明において掲げた施策の進捗状況について伺いたいと思います。平成27年の地方統一選挙におきまして菊島市長が誕生し、赤平市議会第2

回定例会において所信表明をされ、船出いたしました。人口減少や超高齢社会を迎え、2040年に若年女性の減少により全国で896市区町村が消滅の危機に直面するとされ、まさに地方の真価が問われる時代を迎え、その成果が将来のまちの生き残りの明暗を分けると言っても過言ではないと述べられており、さらに市長は炭鉱閉山や財政難といった大きな試練を経験し、創意工夫により克服してきた赤平市民こそが地方創生を実現できると確信している、失敗を恐れず、何事も果敢に挑戦し、市民力、産業力、行政力の3つの力を最大限に発揮して任期4年間で5つの政策の柱として掲げられました。1点目、まちを創生する人口減少対策、2点目は次世代の子ども達を育む、3点目は生きがいと安心した暮らしを支える、4点目は産業力と地域資源を活かす、5点目は市民の知恵をまちづくりに掲げ、スピード感を持って対処すると表明されましたが、今年度は任期最終年度に当たりますので、この点の検証という観点から4年間という限られた中ではありますが、実現できた施策にあわせ残されている施策のうち今年度内に何をなし遂げられようとするのか、課題も含め伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 答弁させていただきます。

所信表明におきまして掲げました施策の進捗状況についてでございますけれども、私に与えられた任期4年間で次の5点を政策の柱として取り組んできたところでございます。

1点目のまちを創生する人口減少対策につきましては、産、官、学、金、労の総合戦略組織を設置しまして、市民の声や有識者の意見を反映しながら地方版総合戦略を平成28年1月に策定をしたところでございます。

2点目の次世代の子ども達を育むについてでございますけれども、幼稚園と保育所を一元化した認定こども園の整備につきましては、副市長と関係各課職員による協議と子ども・子育て会議の中でもご意見をいただいたところでございます。ご意見の中に

は、この会議だけではなく、より多くの方の考えを聞くことも必要ではないかという意見も寄せられたことから、保護者のほか、教育や福祉の団体等とも協議をしております。認定こども園の開設とあわせて国でも幼児教育、保育の無償化について協議が進められておりますが、国の動向にも注視をしながら保育料の無料化について検討してまいりたいというふうに考えてございます。また、小学校、中学校の各統合校舎の建設につきましては、赤平中学校、赤平中央中学校の統合校舎等の建設を2カ年で実施をさせていただきました。ことしの7月末に完成の予定でありますし、統合小学校につきましては建設するための基本構想、基本設計、用地の現況調査、地質調査を本年度実施するところでございます。家族の日の制定につきましては、子育て支援条例の中で毎月第3日曜日をあかびら家族の日として制定したところでございます。

3点目の生きがいと安心した暮らしを支えるでございますが、民間活力を導入したサービス付き高齢者向け住宅につきましては介護事業者によります従事者の確保が難しいことから、建設を予定している事業者はございませんが、市内の有料老人ホームや認知症の対応もしているグループホーム、これらの入居費用の低減を検討してまいりたいというふうに考えております。生きがい農園の整備についてでございますが、老人クラブ単体としては現在のところ生きがい農園の整備要望はございませんが、老人クラブ連合会、役員会などで生きがい農園についてどのようなニーズがあるのかなど話し合いの場を設けるとのことですので、引き続き老人クラブ連合会などどのような形態で実施することができるかなどを協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の産業力と地域資源を活かすについてでございます。遊休市有地を工業系用途地域に変更し、誘致企業へ無償で用地を提供するというものにつきましては、石炭産業が衰退しつつある中、企業誘致を進め、ものづくりのまちとして優良企業が

数多く存在しておりますが、近年の社会経済情勢では企業誘致そのものが厳しい状況となっており、用地提供には至っていないのが現状でございます。また、チャレンジジョブにつきましては、現在大町に開設してございますが、これからも空き店舗を活用しながら引き続き開設してまいります。ポケットパークの整備でございますが、地権者や整備した場合の管理者等の課題整理が難しいというふうに考えておりますが、イベント等にも活用できる空き地の整備も含め、引き続き商店街検討会議で協議を行ってまいりたいというふうに考えております。アンテナジョブにつきましては、平成27年の6月に情報発信基地AKABIRAベースをオープンし、赤平市の観光情報の提供と特産品の販売により赤平の魅力を広くPRしております。

5点目の市民の知恵をまちづくりについてでございますが、本年度からは年1回、秋の開催となりますが、住民懇談会を開催し、各地域の方々や各団体との懇談を継続しております。また、まちづくり市民会議につきましては赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略会議及びみらい部会を平成31年度の計画期間までまちづくり市民会議と位置づけまして、重点的に取り組んでおります総合戦略施策を中心とした評価ですとか情報交換を行っていただいております。市税の1%を上限といたしまして、市民からまちづくり提案事業を募集し、みらい部会にて審査いただき、次年度にて予算を措置、そして事業を実施しているところでございます。

以上、5点を政策の柱として取り組んできたところでありますが、特に次世代の子ども達を育む認定こども園の整備につきましては児童福祉施設整備計画を年内をめどに策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、さらにこの4年間で結果の残せた施策やまだ結果を出せない施策はわかりましたけれども、市長、

確認なのですけれども、最後の答弁に認定こども園の整備について、建設時期と場所を年内に示していくということで受けとめてよろしいですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 今議員もおっしゃったように、そのように考えてございます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 しっかり結果を出していただきたいと申し上げておきます。

また、市長、生きがいと安心した暮らしを支えるでは、生きがい農園なのですけれども、私は市民の方とお話しする中で自宅の近隣で歩いて、あるいは自転車などで畑をつくりたいと思っている方はおります。そこで、市老連の役員会に諮り、把握するののも一つの手法かと思えますけれども、私は市民に広く意見を求めていくことも考えとしていいのではないかと思います。改めて市長、どうですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） そのようなことも含めまして検討していきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 さらに、市民の知恵をまちづくりにというところでは、本年度から年1回、秋だけの住民懇談会の開催ということでありますけれども、27年の所信表明では前市長から実施されてきた春、秋の住民懇談会は継続すると述べられておりました。市長のこの任期最終年度になぜ1回に減らさなければならなかったのか、あえて伺います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） いろいろ考えた末、確かに1回よりは2回のほうが市民の皆さん方の声を聞く機会が幅広く聞けるのではないかとというふうに思いますけれども、町内会長会議等で各町内会の代表の皆様方にきちっと説明をさせていただきながら、その町内会議には市長が最初から最後まで出席をして皆さん方のご意見を賜るといふ部分でさせていただきたいということでご説明をして理解をいただいた

ところでございます。今後もしどうしてもということであれば、2回にしなければいけないですけれども、私は市長として今まで4年間やってきたと、そういう中で1回の住民懇談会と丁寧な町内会議への参加という、そして説明ということがあれば十分に足りるといふふうに理解をしているところでございます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 市長、私は市長がその判断をしたのだから、どうのこうの言うつもりはないのですけれども、所信表明において前市長の春、秋の住民懇談会は継続すると言ったのです。ですから、いろんなことがあって1回に減らしたのだらうと思えますけれども、最終年度ぐらいはきちりその約束は守ってやっていくことも、工夫をしながらですよ。いろんな町内会があって、うちではやらなくてもいいとか、あるかもしれません。だけれども、工夫しながらやり遂げることが私は一つの約束だと思っています。ですから、それはやり遂げてほしかったのです、市民の一人としても。そういう意味では、いろんな考え方もあると思えますけれども、私は最後に申し上げたいことは前市長より引き継ぐという一つの役目として、さまざまな方法を模索しながら任期最終年度まで継続すべきだったのではないかと云々ざるを得なかったわけです。この点、どうぞよろしくお願いいたします。

件名2、子育て支援について伺います。項目1、児童福祉施設整備計画の進捗状況について。全国的に少子化が進行して社会環境が大きく変化している中で、国や地域を挙げて社会全体で子育て支援する新たな支え合いの仕組みとしての根拠法令の子ども・子育て関連3法において、子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関係整備法のもと、子ども・子育て支援新制度により本市においても平成27年3月に子ども・子育て支援計画が策定されました。支援計画の中に盛り込まれているのが児童福祉施設整備計画でございます。支援計画は、平成27年度から平成31年までの計画でございますが、上位計画の第

5次赤平市総合計画のまちの将来像、あふれる笑顔、輝く未来を創造するまちのまちづくり重点プロジェクトの少子化対策と連動しておりますが、さきの4月23日に常任委員会に計画内容の説明がされましたけれども、保育体制の強化を図るとされていた認定こども園については開設時期、開設場所は現在検討中となっておりますので、その後の計画にかかわる進捗状況と計画のめどについてあわせて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 児童福祉施設整備計画の進捗状況についてお答えさせていただきます。

児童福祉施設整備計画につきましては、赤平市子ども・子育て支援計画で平成27年度以降に検討を進める事業として、平成27年度に策定することとなっております。また、その内容につきましては平成28年4月に策定されました赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、当市の子育て支援施設の基本的な整備方針を定めるものとなっております。そして、赤平市公共施設等総合管理計画は公共施設に関する個別計画の方針を定める総合的、全市的な計画と位置づけられております。公共施設等総合管理計画では、小学校統合後に赤間小学校の体育館を屋内遊戯施設、校舎を認定こども園として活用し、認定こども園用のホールを増築する計画であり、赤間小学校を活用する計画となっております。また、認定こども園につきましては大きな財政負担を伴うことであることから、年次計画を立てて市の財政状況を見きわめながら赤平市立小中学校適正配置計画の進捗状況を踏まえ、認定こども園ができるまでの間、幼稚園、保育所の効率的な運営等について検討することといたしました。

ご質問の児童福祉施設整備計画の進捗状況でございますが、現在作成作業をし、子育て世代へのアンケート調査や子ども・子育て会議、庁内関係者会議の開催をしており、認定こども園に関しましては開設場所、開設時期等を慎重に検討し、さらには公共

施設等総合管理計画において組織する各課を横断する会議で検討し、策定いたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 それでは、課長、児童福祉施設整備計画を作成するに当たり、認定こども園の開設場所や開設時期等は慎重に検討するということですが、これまでも検討するという言葉のお答えできております。社会福祉課の現課長は就任3カ月であります。私はこの言葉をいつまで使い続けるのかという思いでございます。改めて確認しますが、計画の策定はいつになるのですか、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 児童福祉施設整備計画は、幼稚園・保育所再編計画に係る認定こども園のほか、児童館、児童センターの再編に関連する統合小学校内での放課後児童を保育する放課後児童健全育成事業など、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター、冬期間や雨天時に室内で子供が安心して遊べる屋内遊戯施設の整備方針も公共施設等総合管理計画との整合性を図りつつ策定しなければなりません。ただいま庁内関係者会議や子ども・子育て会議等の開催に当たりまして、今までの状況の変化や策定経過を踏まえまして、お示しできる計画策定のためのたたき台を作成中ではありますが、策定のめどにつきましては年内をめどにしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 市長と同じお答えでほっとしましたけれども、ぜひ担当課としても私はなお計画策定、こども園の設置時期や場所もしっかりと取り組んでいただきたいと切に思います。

私は、この児童福祉施設整備計画の策定に当たって、27年度中の計画策定であったわけでありますよね。市長の所信表明のときの私の質問等のやりとり

の中で、27年度中に作成するというものであります。何か私は思うのですけれども、本当にこの4年という歳月は余りにも時間のかかり過ぎではなかったかなというふうに思いますけれども、市長はどのように受けとめていますか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） この件だけにつきましたら、少しスピードが遅かったのかなということで反省しております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 私は思うのですけれども、この担当をする社会福祉課のトップであります課長さんについてはこの4年間で、27年から現在まで3人の課長さんが人事異動によってかわっております。また、役所の中ですから、その時々重要な課題を抱える課については、しっかり落ちついて仕事のできる環境があってしかるべきだと思いますけれども、市長はどのように考えますか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） そういうことをご指摘されるのであれば、人事権を発動した私の責任であるので、大変申しわけなく思っております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひこれは、皆さん共有していただきたいと思えます。ある意味では仕事をする上で、人がするわけですから、やっぱり間違いも失敗もあると思えます。だけれども、そういうものを乗り越えてしっかり地に足をつけて取り組んでいただきたいなと。そのことによって前に進むのではないかというふうにも思っております。

次、項目の2、日曜、祝祭日の連休等にかかわる保育支援体制について伺いたいと思えますけれども、私たち公明党の全国の議員で各種のアンケート調査を4月より行っており、その1つに子育てアンケートにおいて意見を書いていただく欄がございまして、当市で働きながら子育てする上で日曜日、祝祭日などの連休においても仕事の関係で休みがとれ

ない方は保育支援体制を整えてほしいといった声がありました。そこでですけれども、カレンダーの連休日に合わせ休みのとれない仕事であれば、子育ての両立には何らかの支援があれば助けになるのではないかと思います。当市として、こうした市民の声にどのようなお答えをお持ちになるでしょうか、伺いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 日曜、祝祭日の連休等に係る保育支援体制についてお答えさせていただきます。

保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜、祝祭日に保育を必要とする児童がおられることは承知しております。当市の保育所につきましては、月曜日から土曜日までの保育となっておりますので、日曜、祝祭日の保育には対応させていただいておりませんが、今後につきましては子ども・子育て会議でのご意見を伺いながら、また保育所職員の考え方も取り入れ、いわゆる休日保育の実施の可能性について検討してまいりたく存じます。

また、社会福祉協議会に委託しておりますファミリーサポートセンターの利用につきましては、日曜、祝祭日は可能ですので、引き続き制度に関する周知等を行ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 この日曜、祝祭日の保育のことなのですけれども、お答えにありましたように休日保育実施の可能性について検討していただけるということでありますので、この点ぜひとも市民の声に答えていけるように取り組んでいただきたいと思えます。

さらに、ファミリーサポートセンターの利用状況ですけれども、平成28年9月からの開始でありまして、8組の登録のうち、現在は1組が利用されております。利用料金は、平日で30分250円、日曜日、祝祭日は30分300円になっております。ですから、4時間預けましたら2,400円になるわけでありまして。一時

保育より高額になりますので、子育て支援の一環として利用料金を低額で取り組めないものなのか、再度考えを伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） ファミリーサポートセンターの利用料につきましては、近隣実施市の利用料金を参考に設定しておりますが、事業の実施状況や子ども・子育て会議のご意見などを伺いながら検討してまいりたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひその周知も含めて、よろしくお願いいたします。

件名3、中小企業支援について伺います。項目の1、設備投資を促す制度について伺います。国では、生産性向上特別措置法により、今後3年間で中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを目指しておりますが、具体的には1番目の条件として市町村が市町村内の中小企業が平均3%以上の労働生産性向上を見込む新規の設備投資をするときは、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにするということ盛り込む導入促進基本計画をつくり、その計画への経済産業大臣の同意を得ること、2番目の条件としてその市町村にある中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画をつくり、市町村の認定を受けること、3番目の条件として固定資産税の特例の特例率を市町村が条例で定めること、この3つの条件を満たした場合のものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金及び小規模事業者持続化補助金、戦略的基盤技術高度化支援事業、これはサポイン事業のことなのですが、この補助金、この取り組みは大学等と連携した研究開発、試作品開発、販路開拓を支援するものなのですが、そしてIT導入補助金という4つの補助金が優先的に受けられるという制度となっておりますけれども、まずは当市もこの制度を活用して市内の中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを支援していくお考えと、さらに4つ

の補助金の情報提供の周知方法と活用状況についてもまずは伺っておきたいと思います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 設備投資を促す制度についてお答えさせていただきます。

各種補助金の制度のうち、小規模事業者持続化補助金につきましては、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等を支援するものでありまして、当市におきましては赤平商工会議所が窓口となり、情報の発信と相談の窓口となり、小規模事業者の支援を行っているところであります。しかし、実績といたしましては申請を上げた事業者があったものの、採択までには至らなかったという経緯がございます。

また、そのほかの補助金の制度につきましては経済産業局が直接の窓口となり、各企業に対し情報提供を行っているほか、直接企業に出向き補助金の周知も行っているところであり、各産業の工業界や協会からも情報を発信しているところであります。当市におきましても赤平市産業振興企業協議会を通じて情報提供を行い、昨年につきましてはサポイン事業補助金の採択を1件受けているところであります。

このたび生産性向上特別措置法が国会で可決をされまして、6月6日に施行されましたが、今後における少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、生産性の高い設備への更新を行い、事業者自身の労働生産性を向上させようというものであります。先ほど議員が言われましたとおり、まずは市が導入促進基本計画を策定し、経済産業大臣の同意を得ることが大前提であり、先日北海道経済産業局より説明を受け、計画策定に向け、準備を進めているところであります。国からの同意を受けた後、今度は事業者が先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける必要があります。あわせて、市としても固定資産税の特例率の



措置について条例で定めることにより設備投資に対する固定資産税の軽減を行い、4つの補助金につきましてもその点を加味した優先採択を受けられるということから、条例の整備につきましても進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまの答弁で周知と、また取り組みの状況につきまして理解いたしました。

そこで、この4つの補助金の申請締め切りは既に終わっていると思いますけれども、生産性向上特別措置法の施行によりまして、ものづくりサービス補助金とIT導入補助金のこの2つの補助金に対しては追加申請の受け付けがあるかと思っておりますので、ぜひ積極的に制度の活用を推進していただきたいと思いますというふうに思いますので、この点、課長、よろしくをお願いいたします。よろしいですか。

次、4番目の防災・減災について、項目の1、当市の空き家等対策計画の進捗状況について伺います。この質問の背景におきましても私も防災・減災アンケート調査において、防災・減災の観点から地域において危険で改善が必要だと思ふ場所はどこですかの問いに対し、市民の皆さんの多くからいただいた中に近隣に存在する空き家あるいは一部倒壊している空き家を含め、危険を感じている方が多くいらっしゃいました。防災・減災の観点からも空き家対策が指摘されましたが、国では平成27年5月より施行されております空家対策特別措置法において市町村の責務と財政上の措置及び税制上の措置が盛り込まれておりますが、当市の空き家対策は計画策定されていない状況にあり、市民の危険と指摘された空き家等に対しても何もできない状況にあるのではないのでしょうか。まずは、当市において空き家等対策計画の策定が急務と思っておりますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 空き家対策計画の

進捗状況についてお答えいたします。

大雪等の影響もあり、倒壊のおそれなどから市民や町内会等より空き家に関しまして情報が寄せられ、その都度現地調査を行い、所有者や管理者に対しまして改善に向けた助言を行うなどしてございますが、登記簿上の名義人が亡くなっているなど所有者を特定できない場合もありまして対応に苦慮しているところでございます。

お話のとおり、空家対策特別措置法は3年前、平成27年5月より施行されておりまして、空き家への立入調査や必要な範囲で課税情報の利用が可能になるとともに、適切な管理が行われておらず、問題となっております空き家は特定空き家等と規定いたしまして、その所有者に対し必要な措置をとるよう指導や勧告、命令をすることができ、さらに命令に従わない場合や所有者が不明な場合における行政代執行等の手続が可能とされたところでございます。これらの措置のほか、空き家等対策計画の策定や計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、特定空き家等に該当するか否かの判断などを協議する場といたします空き家対策協議会の設置につきましても法に規定されておりまして、このことから7月広報でご案内するべく計画しておりますが、現地調査や所有者調査による空き家のデータベースの整備や先ほど申し上げました空き家等対策計画の策定や空き家対策協議会を設置するべく、本年度当初より関係する予算を計上させていただいております。国土交通省の補助金の導入も視野に入れ、取り組んでいるところでございます。ご理解いただきたくよろしくお願いいたします。

なお、このほか空き家等の状態が急激に悪化し、公共施設等を利用する不特定多数の人の生命、身体または財産に重大な損害を及ぼすなど緊急に対応する必要がある場合につきましては、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができることといたしまして、緊急安全措置の規定を条例で定めている団体もございまして、その条例化につきましてもさきに申し上げました協議会等で協

議していくなど同時に検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまお答えいただきましたけれども、この空家対策特別措置法の施行が平成27年5月ですから、この点も本当に当市は年数がかかり過ぎと言わざるを得ないわけです。先ほどの質問でも言いましたけれども、児童福祉施設整備計画もそうです。何でこんなに時間がかかるのかなという印象は否めません。

ここでやっと空き家等対策計画の策定と空き家対策協議会の設置に向けた取り組みが今年度から進んでいくと思われましても、今の答弁でありましたけれども、さらに緊急に対応するために危険な状態を回避するための必要最小限の措置ができるため、緊急安全措置の規定を盛り込んだ条例も同時に検討するということでありますので、防災・減災の観点から市民の多くの方が空き家などを危険な箇所としているわけでありましますので、ここは速やかに結果を出していただきたいことを申し添えておきます。

項目の2、Jアラートの活用について伺います。総務省消防庁は、このほど全国瞬時警報システム、Jアラートによるミサイル発射などの緊急情報について、外国人旅行者向け災害情報アプリで配信サービスを始めたようでありますけれども、Jアラートが発信する情報は地震、津波、火山といった自然災害と弾道ミサイルの発射や大規模テロなど国民の保護に関する内容に分かれていて、訪日外国人などに対応した多言語の情報提供は自然災害に関する情報に限られていたようでございます。今回の配信アプリでは、英語と中国語、韓国語に対応していて、Jアラートが作動した場合、設定した言語に翻訳された緊急情報が通知音とともにスマートフォンなどに届く仕組みになっているようでありますので、当市にも外国の研修生が企業等におりますことから、こ

の点の情報提供などはどのように取り組まれておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） Jアラートの活用についてお答えをさせていただきます。

近年、北海道への外国人観光客や労働者がふえる中、災害や国民保護などの情報を観光客や労働者へ伝達する手段が課題となっております。また、昨年は自然災害だけではなく、弾道ミサイルの発射などでJアラートによる国民保護情報伝達が国民になされたところでございます。Jアラートにつきましても、日本語だけの対応となっており、海外の方がJアラートによる伝達を受けた場合、うまく情報が伝わらず、パニックになったとお話も伺ったことがあります。その中、観光庁では外国人向け災害情報等通知アプリケーションの監修を行い、アプリケーションの普及による情報伝達手段の周知を行っており、このアプリケーションは以前は自然災害の情報のみ配信が限られていたところですが、本年3月のアップデートにより国民保護情報が配信されるようになったところでございます。本市におきましても市内企業への研修などによる外国人労働者の方がおられることから、商工労政観光課と連携し、多言語による情報伝達の手段の確保として、観光庁監修のアプリケーションについて市内企業へ情報提供を早速進めてまいりたいと考えております。今後におきましても災害情報などの周知や啓発に努めてまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 課長、早速進めていただけるということで、ぜひ当市の外国人研修生の安心、安全のためにもよろしく願いいたします。

項目の3、防災計画について伺います。台風の季節を目前に控え、一昨年もそうでありましたけれども、備えあれば憂いなしの観点から、確認を含めお考えを伺いたいと思います。災害時には、何といたしても地域住民の安全、安心確保では町内会さんとの

連携が何よりも重要と思いますが、町内会長会議ではどういったご意見がおありなのでしょう。

さらに、市内の指定避難所は23カ所ありますが、災害備蓄品の保管箇所では赤平幼稚園、赤間小学校、平岸コミュニティセンター、市役所車庫2階、ふれあいホール、赤平消防署でありますけれども、旧スポーツセンターはポケットティッシュのみで、住吉獅子会館は飲用水のみという状況にあります。一昨年は、水の確保に皆さん大変苦勞していただきましたことから、指定避難所の備蓄品確保を今後どのように考え、どのような考えのもと取り組まれるのか、今年度も備蓄品購入予定もありますので、お考えを伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 防災計画についてお答えをさせていただきます。

先月開催されました町内会長会議において、これまで課題となっておりました情報提供の点から避難行動要支援者名簿と災害備蓄一覧についてご説明をさせていただきましたが、その後の質疑において町内会との災害時の情報共有、連絡体制及び災害時連携などの重要性について貴重なご意見をいただきました。いただきましたご意見を踏まえ、地域住民の方々の安全、安心を確保するに当たり、まずは連絡体制の整備を図るため、町内会連合会の事務局を担当する市民生活課等関係課とも協議を重ね、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

また、避難所の備蓄品確保の考え方でございますが、避難所につきましては昨年7月に災害条件などを鑑み、指定避難所を選定し、北海道へ届け出をしたところですが、避難所の選定は既存の建物から災害の影響が少ないものを選定しているため、保管スペースや管理上の問題から全ての避難所へ備蓄品等を配分することは難しい状況でありました。しかし、今後完成する統合中学校や茂尻分団詰所への配置のほか、地域住民の多いエリアや避難所までのアクセスなども考慮した中で備蓄品の配置、またその他の避難所においても管理が可能となるのであれば分

散配置を進め、地域の方が少しでも安心していただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 災害時は、何とんでも地域住民の安全、安心にかかわるものにつながっていくのは、やはり町内会さんとの連携であり、情報の共有にあると思います。ですから、その体制整備を万全に期していただけるような答弁でもありましたので、この点よろしく確認しておきますので、お願いいたします。

また、避難場所の備蓄品確保もできるだけ分散して設置していただけるということですので、地域の方々の安心のためにもよろしく取り組んでいただきたいと思います。

件名5、学校教育について伺います。項目の1、心肺蘇生教育の普及推進について伺います。突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技術を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであると思います。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のようにAEDが活用されず、救命できなかった事例も複数報告されております。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示されました中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって障がいの悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実施を通して応急手当ができるようにすると明記されております。しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児

児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成7年度実績で小学校では4.1%、中学校で28.0%、高等学校では27.1%と非常に低い状況にあるようであります。

そこで、伺いますが、当市においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することが課題の一つと思いますが、いかがでしょうか。当市の小中学校、AEDの設置をされておりますので、児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性や教職員へのAED講習の実施状況など具体的な取り組みも含め、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

本市における心肺蘇生教育の現状であります。年1回、赤平消防署と赤平市医師会のご協力により中学2年生を対象とした救急蘇生教室を救急の日前後に実施しております。内容としましては、30分程度のDVD視聴、パンフレットによる講義、ダミー人形を使用しての心臓マッサージや人工呼吸、トレーニング機械を使用してのAEDの実技講習などとなっております。あわせて2時間の授業が行われております。

なお、小学校におきましては心肺蘇生教育は行っておりませんが、消防署としては要請があれば救急蘇生教室を実施することは可能との回答をいただいておりますが、今後小学生の体型や理解度が蘇生講習の受講者として適当かどうか、あるいは学校の現状として時間的余裕があるのかなど学校管理者と検討してまいります。

また、教職員へのAED講習であります。教職員は採用となった際、教育局主催の初任段階教員研修を必ず受講しており、その研修の中でAEDの実技講習を受けておりますことから、AEDの操作方法は熟知しているものと思われ。しかしながら、近隣自治体においては転入教職員を対象に救急蘇生講習会受講を義務づけているところがありますこと

から、本市におきましても実施の可能性について検討してまいります。

また、本市では市内小中学校全校にAEDを配備しており、運動会、体育行事、野外行事等において不測の事態に対応できるようAEDを必ず配置するよう校長会議及び教頭会議において指導しているところ。いずれにいたしましても、子供たちのとうい命を守るため、安心、安全な教育環境の構築に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えいただきまして、中学2年生を対象に年1回で2時間の救急蘇生教室を実施しているということ。内容としては充実したものだと思いますけれども、中学生、3年間で1回の実施ということになりますけれども、心肺蘇生とAEDに関して生徒自身が身につけられるようにするには、小学校の高学年も含めた中学校卒業までの間、できれば現状よりも回数をふやして実施を今後考えていっていただきたい。お答えの中には、小学生の場合は学校の現場とまた協議をしていっていただけるよう。ぜひ何よりも命を守るという点では大切な教育の一環だと思いますので、その点よろしくお願いたします。

また、教職員への取り組みにつきましては、近隣自治体で転入教職員を対象に救急蘇生講習会の受講を義務づけているところを参考に、また今後赤平でも検討していただけるということ。今後期待し、質問を終わります。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、地域防災について、2、小学校の統合について、3、LGBTを含むセクシャルマ

イノリティの方々への理解と周知について、4、新たな行政改革室の設置について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 質問に入ります。件名の1、地域防災について、項目1、土砂災害警戒区域等の指定についてお聞きします。

赤平市のホームページにおいて、3月30日に土砂災害警戒区域等の指定が更新されました。ホームページでは、土砂警戒区域等一覧、これは土石流と急傾斜のものです。それと、道庁公式ホームページ、また北海道土砂災害警戒情報システムなどにアクセスできるようになっております。防災マップが昨年8月に作成され、全戸配布となっておりますが、道庁公式ホームページの土砂災害危険箇所マップとその全戸配布をされている防災マップの土石流危険流域氾濫区域の範囲が違うところがあります。具体的には、美園町3丁目、4丁目の和気の沢川、西豊里町の若木中央川などとなりますが、その違いについて説明をいただきたいと思っております。これは、防災マップのほう小さくなっているということです。

また、新しく指定された特別警戒区域及び警戒区域の周知のほうですけれども、これはどのように行っていくのかをお聞きいたします。

そして、あわせて平成31年までに終わるとされている指定作業はどのくらい進んだのかもお聞きしたいと思っております。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 土砂災害警戒区域等の指定についてお答えをさせていただきます。

土砂災害警戒区域の指定につきましては、市内に143カ所がございます。土砂災害危険箇所は、北海道において基礎調査をし、住民説明会を行った後、指定されておりますが、昨年度末時点において35カ所が指定されたところでございます。

防災マップへの表示でございますが、調査等を進めております土砂災害危険箇所につきましては現在の防災マップに全て表示をしておりますが、策定時点において調査が終了している箇所については調査

結果を反映した区域を表示しております。今後の調査結果等につきましても指定箇所の表示の方法等も検討の上、マップ更新時には反映をしてみたいと思っております。

また、指定作業の進捗状況につきましては、北海道より今年度は55カ所調査予定と伺っておりますので、残りの基礎調査等につきましても早期に完了するよう引き続き北海道に要請をしておりますので、ご理解いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 143カ所ですね。144あったと思いましたが、今143カ所になっているということ、35カ所の指定があると答弁がありました。ホームページで新たに指定された土石流12カ所、急傾斜が21カ所掲載されておりました。これが新しく33カ所であるということだと思います。北海道土砂災害警戒情報システムにアクセスすると、その平成26年に指定されている2カ所が見れるということ、合わせて35カ所ということになるのだと思うのですが、この辺ももう少しホームページ上ではわかりやすくされたほうがよいのではないかとこのように思います。

そして、そのマップ作成時、調査の結果を反映させているため氾濫区域の違いがあったという内容だと思うのです。そのマップをつくった時点では、そういう調査になっていたと。しかし、防災マップの氾濫区域が小さくなっているというのが現状で、それは土砂災害警戒情報システムの調査後のを開いていかないと出てこない白いマップのほうとは確かに整合性がとれております。しかし、もう一方のほうで黄色い氾濫区域というのは依然道庁のホームページでは大きく載っていると。その辺がいまいまいわかりづらいのではないかと。土石流で埋まってしまう、川の氾濫区域が広がるという可能性があると思うのです。その道庁のホームページで氾濫区域を広くしているのはどういった理由なのか、その点は確認されているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えをいたします。

氾濫区域につきましては、北海道のホームページでは当初の調査図面で表示をしており、指定後には基礎調査の結果を別図面で表示しております。当初の調査図面は、図上で計算したものが使われておりますが、現在行われております基礎調査は現地での状況を確認して測量を行い、堆積している土砂の量なども考慮した中で新たな氾濫区域を示しております。基礎調査終了箇所は氾濫区域の表示が高精度となっているとのことですので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕当初は図面でやっ  
ていて、後から現場調査をして直しているの  
で、そちらのほうが高精度というお話だ  
ったと思います。確かにそうだと、も  
ともと氾濫区域を指定していたけれど  
も、それが調査の結果、図面上だけ  
ではなくて現地でやっているから、  
より確かなもので小さくなって  
いっているというお話だと思うの  
です。ただ、やっぱり川の上流で土  
石流で埋まってしまうと、下流域  
というのは氾濫するのではないかと  
私は思うのです。その道庁のホーム  
ページの氾濫区域というのがあな  
がち間違ではないかというふう  
に私は思いますので、それとこの  
まま調査を進めていって、実際は  
逆に氾濫区域がさらに広がるとい  
う可能性もその調査が高精度と言  
っていても否定はできないと思  
うのです。だから、言いたいこと  
は防災マップの氾濫区域がこれか  
らもうやっぱり変わっていく可  
能性があるということだと思  
うのです。

市内を回っておりますと、商店や福祉施設などで目のつくところに防災マップを張って掲示されている事業者の方がおられます。また、個人のお宅にお伺いしても玄関や冷蔵庫に張っている方がたくさんいらっしゃいます。この防災マップ、災害時のやっぱりよりどころとして市民の方々に有効に利用されているあらわれだと思うのです。だからこそ新しい情報であったり確かな情報、そういったものを早期に反映、改善というのを常にしていっていただきたい

ということ、先ほどの氾濫区域のほうは私ももうちょっと調べたいと思いますけれども、しっかり正しい情報、改善して周知していただきたいと思いますというふうをお願いいたします。

次の質問に移ります。項目の2です。Jアラートについて、要旨の1のほうになります。昨年は、北朝鮮のミサイルが北海道上空を通過し、Jアラートが鳴るという事態が起きました。メディアでは、一時は核戦争の危機といったような報道もありました。大変緊張が走りました。しかし、今週の12日に史上初の米朝首脳会談がシンガポールで開かれ、対話による解決に向けた動きが世界的に発信されたところでした。日本共産党は、一貫して北朝鮮問題の対話による平和的解決を主張してきました。また、ことし4月には朝鮮半島の非核化と北東アジア地域の平和体制構築を一体的、段階的に進めることを関係各国に要請をいたしました。この間の情勢の進展と我が党の提唱というのは合致しているということが示されていると思います。しかし、その実現までには紆余曲折があり、韓国と北朝鮮の首脳会談があったと思えば、トランプ大統領がやっぱりやめると言ったり、北朝鮮が韓国との高官級の会談を急遽取りやめるなどというニュースが流れました。今後の推移は当然見守らなければなりませんけれども、この高官級の会談を急遽取りやめるというニュースが流れたその日、先月の16日です。午前11時08分ごろ、赤平市で緊急速報メールなどが鳴らない状況で警報発令サイレン音が鳴りました。昨年のことを思い出し、不安になった市民の方々もいたかもしれません。その後、ホームページあるいは広報でこのサイレンの吹鳴について何も知らされていないのですが、これについて経緯と周知のほうについてお伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） Jアラートについてお答えをさせていただきます。

先月16日の消防サイレンの吹鳴についてでございますが、Jアラート全国一斉情報伝達訓練は毎年行

われておりまして、ことしは年4回の実施予定で、第1回訓練が先月16日に行われたところでございますが、訓練の趣旨である試験情報の受信確認、自動起動の確認からこれまでの訓練ではサイレンが鳴ることはありませんでしたが、今回赤平市内のサイレンが鳴ったところでございます。原因としましては、現行システムでは滝川地区広域消防事務組合においてJアラート受信後、本市や芦別市のサイレンの吹鳴を手動で行うようになっておりますけれども、今回の件について確認をしたところ、担当者のボタン操作の誤りにより午前11時8分ごろ、本市のサイレンが鳴ったものでございます。滝川地区広域消防事務組合においては、教育の徹底や表示の方法の見直し等を行い、今後このようなことがないよう努めるとのことでありまして、本市といたしましても改めて確認等、情報共有等に努めてまいりたいと考えております。

また、住民への周知につきましては、次の週に町内会長会議が予定されていたことから、直接その場でご説明させていただくことが内容の周知の方法として効果的と判断したところではございますが、今後は速やかな情報提供としまして原因がわかった時点におけるホームページによる周知も行わなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 全国伝達訓練で今まで鳴らなかったものが鳴ったと、誤操作によってということが今明らかになりました。誤報ということになります。滝川地区広域消防事務組合で再発防止等に努めるということを今述べられましたので、それは確認とれましたが、その滝川地区広域消防事務組合のホームページでもこの誤報に関しておわびですとか周知ですとかというものは掲載されておられません。改めて対応のほうを検討していただきたいと思っております。

そして、鳴った翌週に町内会長会議があったので、そこで周知をすることが効果的と考えたとありまし

たが、その後に町内会の回覧板等で住民周知はされていないのではないかと思います。少なくとも私のところはありませんでした。やっていらっしゃる町内会さんはあるかもしれません。答弁の最後に今後の対応は述べられておりますので、しっかりやっていただきたいとは思いますが、今回の対応、町内会長さんに委ねるといった形になったと思うのです。町内会長さんがやるのか、やらないのかということにやっぱりなってしまうのかなど。全市民に対してのこの行政としてのしっかり周知をしていく、そういうことが必要だったと思うのです。

一方、市民の方々のほうはどうだったのかと、この鳴ったときの対応はどうだったのかということになるのですけれども、市役所とか消防署などに問い合わせというものはあったのか、なかったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えをいたします。

サイレンが鳴ったことに関する問い合わせの状況でございますけれども、市役所のほうには2件の問い合わせがありましたけれども、赤平消防署に確認をしたところ、22件の問い合わせがあったと、そのように聞いております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 市役所には2件だけれども、消防には22件やっぱりあったということで、サイレンが鳴ったので、何ですかということだと思っております。ただ、これJアラートという性質から、鳴って今のは何ですかというふうにやることにはなっていないと思うのです。やはりそういった行動をとらなければいけないというものがあつた程度周知されているはずだと思います。誤報だと最初からわかっていながらやらなかったということ、言えるかもしれませんけれども、その辺もう一度しっかりとしなければいけないというふうに思います。問い合わせがなかったわけではないですし、その辺もしっかりしていただきたいというふうに思います。

実際に何件も問い合わせを受けたという町内会長さんからもお話を伺いました。やはりそのとき大変苦勞されたのではないかなと思います。逆に言えば、しっかりと防災意識がある町内会なのかなという気もしますけれども、ほかでもそういうことがあったと思います。実際の有事の際に、果たしてしっかりと市民個人個人が、あるいは町内会が、あるいは役所が、職員がしっかりと対応がとれるのかということが今回やっぱり問われると思うのです。防災無線の整備についても予算をつけて今進められています。ほかの自然災害等も含めてしっかりと活用されていくものになるように、いま一度この市民の方々への啓発と周知徹底というのを見直していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。教育委員会のほうでも保護者宛てに平成29年度赤平市児童生徒の登下校等における安全確保（ミサイル発射に伴う警報が発令された際の対応）について対応指針を策定し、昨年10月24日付で知らせていると思います。この対応指針の3には、児童生徒が学校で活動している時間帯の場合について規定してあります。まさに今回の時間帯になると思いますが、どのような記述があって、実際に各学校は5月16日、どのように対応をしたのかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

教育委員会では、昨年10月に対応指針を策定し、各小中学校並びに保護者に対し周知したところです。議員ご指摘の児童生徒が学校等で活動している時間帯の場合の対応についての記述であります。1、ドアや窓は全て閉めてドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる、2、校庭にいる児童生徒は速やかに校舎内に避難させる、3、校外で活動している児童生徒は近くの建物の中または地下に避難させると定めたところです。

また、このたびの対応についてであります。警報発令サイレンが鳴った直後に学校から教育委員会へ問い合わせがあり、教育委員会職員が防災担当職

員に訓練中の誤報であったことを確認し、全ての小中学校に電話にて周知したところです。

なお、携帯電話等にJアラートの着信音を伴う緊急速報メールがなかったこともあり、対応指針に定めた対応をとった学校は1校もありませんでしたが、たとえ訓練中の誤報とはいえ、対応指針に沿った対応をとらなければならないものと考えますことから、今後校長会議において改めて周知いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 直後に学校から教育委員会、そして防災担当と確認をしたと、各学校に周知をした、誤報だとわかったということです。さらに、その前段で緊急メールが携帯等になかったこともあり、避難行動はとらなかったということでした。結果として、その指針に沿った対応をした学校が1校もなかったというところが大変重要なだろうと私は思います。この指針は、学校ではこう対応しますという保護者の方々に対する約束、保護者の方々との約束のようなものだと思うのです。東日本大震災では、学校の対応について裁判になっている例もあります。大切なお子さんの命を預かっているという認識と危機管理という認識をしっかりと再確認していく必要があるのではないかと思います。校長会議において改めて周知をしていくということだと思うのですけれども、その後の取り組みをいかに確認するかということが必要だと思います。その点についてはどうお考えか、お伺いします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

今後の取り組みについてであります。学校においては対応指針に沿った訓練が必要と考えますので、校長会議において消防署の警報発令サイレンの種別を示し理解を図るとともに、訓練の実施について協議、検討してまいります。いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり危機管理について再認識し、対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 訓練が必要だということですね。そして、吹鳴パターンのほう、広報にも以前載りましたけれども、確かにとっさにはわかりづらい部分もあるのかなと思いますが、その種別をしっかりと確認するというのも必要だと思います。先ほども言いましたけれども、防災無線とかがこれからどんどん、どんどん進んでいく中で、ほかの自然災害も含めてやっぱり対応をしっかりとふだんから行っていかなければならない、確認をしていかなければならないと思います。今おっしゃっていたように、しっかりとやっていただきたいのですけれども、大切なことはやはり子供たちを預かっているという認識、これをしっかりと持ってやっていただくことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。件名の2です。小学校統合について、項目の1、地域住民理解についてお聞きします。要旨の1です。教育委員会は、3月の予算審査特別委員会等での指摘を受けまして、茂尻地区での説明会を市長も参加し、5月の14日、23日の2回、予定していたよりも前倒しで行いました。統合小学校基本構想や赤平中学校除却、実施設計などが予算化されたことから早く住民合意を得ようと前倒したことは一定評価できると思います。しかし、その内容がどうだったのかということでもあります。2回の説明会で3校統合への理解を得られたという認識なのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

昨年に引き続き、小学校統合にかかわる赤平市立小中学校適正配置変更計画についての説明会を茂尻小学校校区の保護者及び地域住民の方々を対象に5月14日には茂尻小学校、5月23日には東公民館において開催したところです。いずれの会場におきましても昨年同様、地域住民の方から小学校の統廃合にかかわる少子化対策、地域振興策を要望する声が寄せられましたが、計画に対する異論はなかったところ

であります。その一方、保護者のほうからは子供には人数の多い環境でさまざまなことを体験させたいなどと3校統合を望む声が寄せられたところでもあります。しかしながら、説明会に参加された保護者の皆様はごく少数であり、教育委員会としましては3校統合への理解が得られたものとの判断に至るためには、もう少し多くのご意見をいただきたいと考えております。

したがって、昨日茂尻小学校においてPTAの役員会が開催されたため、私ども学校教育課職員が出向き、改めて計画について説明を行い、保護者の皆様のご意見、ご要望等をさらに伺ってきたところです。また、7月2日には茂尻小学校において全ての保護者がそろって学年懇談会が開催される予定となっておりますので、その場にも私どもが出向くこととしております。いずれにいたしましても、今後におきましては保護者の皆様に対し重ねて説明会を開催し、ご意見、ご要望等を伺いながら小学校統合の方向性を早期に定め、統合小学校の基本構想、基本設計に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 異論がなかったと、3校統合を望む声もあったと。そうですね。大体そのような感じだったのかなと思いますけれども、何点か指摘をしたいと思うのです。

まず、対象者を分けて行わなかったということは、私は若干配慮に欠けていたところがあったのではないかと思います。保護者の方々は、複式学級への不安というものがあって、地域住民の方々は統合後の学校が閉鎖された後の地域の衰退への不安ということがあったのです。そうすると、相反する思いだと思ふのです。その中で、お互いに意見が出しづらいという状況をつくってしまったというふうに思ふます。

次に、大規模校と小規模校のメリット、デメリットという比較をした資料の説明がありましたけれども、口頭では大規模校がいいというわけではないと

言いながらも大規模校のメリットが多く、デメリットが少ない印象を与える説明がされていたこと、結果として一言で言うなら、私はその2回の説明会の印象というのは複式学級は絶対に避けなければいけないので、ご理解くださいという説明に終始していただけないかなというふうに思い、少し残念に思いました。改めて保護者の方々にできるだけ早い合意を得るように取り組んでいただきたいというふうにそのときは思いましたが、今答弁にあったように昨日PTA役員会というのに行かれたということですので、そこではどういった意見、要望があったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

茂尻小学校PTA役員、14名中9名の保護者の方が参加された中、説明会を開催いたしました。3校統合を望むというご意見も望まないというご意見も特段ありませんでしたが、統合になった際には子供たちの負担にならないようなスクールバスの運行を望むというご意見が寄せられました。また、統合小学校の建設予定地についてのご質問があり、小中連携一貫教育の必要性を説明し、中学校との距離が近いほうが望ましいと回答したところです。また、統合した際の児童館についてのご質問もあり、現在社会福祉課を中心に統合小学校における学童保育を含め検討している旨を伝えたとところです。

なお、先ほども申しましたが、7月2日に全ての保護者を対象とした学年懇談会におきましても保護者の皆様のご意見、ご要望等をさらに伺ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 14名中9名が参加されたが、望む、望まないの特段の声はなかったということでした。ただ、統合後の具体的なこと、スクールバスであったり、児童館であったり、場所であったりということの質問や意見があったということですので、どちらかと言えば前向きだったのかな

という印象はやっぱり受けますよね。であれば、やはり私は茂尻地区の保護者の方々が早急に統合準備委員会でオブザーバー参加ではなく、遠慮なく意見が言えるようにしていくべきだと思うのです。今のままでは、準備委員会で活発な意見が出ない状況も想定されるのではないかなというふうに思います。

説明会で、茂尻でやった14日だと思いますが、保護者のある方が中学校統合のことを例えに出しまして、元の赤中の生徒も元の中央中の生徒もこの4月から合併して一緒になっているのだけれども、お互いに気を使っているようだというお話をされていたのです。その理由は、一旦は今の赤中に合併してから新しい校舎に行くから、やっぱり来た人ともともとした人みたいな感覚だったと思うのですけれども、教育長はそのときに小学校、今度は4月からということでやりますので、その辺は問題ないというような趣旨の答弁をされていましたけれども、保護者の方もやっぱり同じではないかと思うのです。統合されるかされないかわからない段階で会議に参加してもなかなか意見を気を使って言えないと、あるいは聞けないという状況というのはどうしても生まれるのではないかと思うのです。7月の学年懇談会、またさらに行って意見を聞きますとおっしゃいましたけれども、本当にできるだけ早く合意を得て統合準備委員会がスムーズに進むように取り組んでいただきたいというふうに申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。その保護者の方々が合意されれば、3校統合に向かうのだらうと思います。そうなりますと、次の課題というのが地域住民の方々の将来への不安ということになってくるというふうに思うのです。その説明会で菊島市長は、5月14日、23日、両方の会場で今年度で第5次赤平市総合計画が終わるということを前置きした上で、6次計画で茂尻についてしっかりと計画を立てていきますと。今はどうすると約束できないが、次の計画で茂尻の振興策を考えていくということを述べられておりました。しかし、第6次赤平市総合

計画を策定するという予定というものは執行方針でも述べられておりませんし、また今年度は先ほどもありましたが、任期最終年度ということになりますので、どういう考えを持ってあの場で発せられたのかということなのです。庁内協議とかがされた上での発言であったのかどうなのかということになると思います。その辺のところを市長にお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 現市長として自分の思いをお話した部分もございまして、庁内協議については今年度からしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

次期赤平市の長期総合計画における茂尻地区の振興策についてでございますけれども、現行の第5次赤平市長期総合計画につきましては平成21年度から30年度までの計画期間となっておりますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略は平成27年度から平成31年度までというふうになっております。両計画は、人口減少対策を中心とした目的が重複する施策が多くなるため、次期の計画、仮称ではありますが、第6次赤平市長期総合計画につきましては総合戦略とあわせて一元化した平成32年度から平成41年度までの計画期間とするべく、内部にて協議、検討しているところでございます。したがって、茂尻地区の振興策についてでございますが、他の地区とあわせた中で平成32年度からの計画に盛り込むべく、今年度の平成30年度から31年度にて他の計画とも整合性を図りながら計画策定に取り組んでまいりたいというふうに考えているのが私の思いであります。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 まず、冒頭庁内協議は今年度からやっていくということをおっしゃったのですけれども、ではこの間の答弁は何をもとにやっていくと言われたのかということになるのですけれども、今総合計画と総合戦略は内容が人口減少で近いこともあり、一元化をするという内容でした。

内部で協議、検討しているという答弁でした。平成ではなくなるのかもしれませんが、2020年から2030年度までの10年間ということだと思うのですけれども、その期間だけの一元化なのか、計画が近いから一緒にするということが一本立てにするのか、その辺なのですけれども、期間だけの一元化なのか、計画の一元化なのか、ちょっとわかりづらいので、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 計画を一元化して成果の上がるもの、上がってきたもの、上がらないもの、そういったものをちゃんと精査をしながら将来にわたっての部分を協議していくということでありまして、計画の一元化ということをご理解をいただきたい。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 計画の一元化ということをご明言されました。私は、期間だと思っていたので、さっき聞いたときは、何か期間の一元化だけだと思った。総合計画というのは、いわゆる長期計画です。10年という。まちづくり全般にわたって広く立てられている方針のようなものになっていると私は思うのですけれども、一方総合戦略は人口減少対策に特化して、最初の5年間で成果を上げるべき重点施策と継続的に行うことで成果を上げる中長期施策、そういったものが盛り込まれていると思います。毎年検証をして、次の年度に生かしていくというこの施策なのです。いわゆる具体的な、より具体的な施策です。計画の一元化というのは、私はちょっとあり得ないというふうに思ったのですけれども、今の答弁を聞いて、本当にそれを協議されているのですかね。今の答弁ですと、そういう方向でやるという協議がされているということになりますけれども、それでよろしいですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） そういうふうな形でもってやろうと思っておりますけれども、それが皆さん方は違うということであれば、またそれは検討しなければいけないというふうに思います。私は、そういう

形でもって10年間の中でそういったことを一本化してやったらどうかというふうに今現在は思っているところでもあります。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕では、協議はされていないということですね。協議はされていない。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君）今年度からそういう協議をしていきたいというふうに思っています。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕協議されていない段階で、やはり茂尻地区で、茂尻地区を特化してその計画をやっていきますと、時間を下さいと言うのはやはり少々無責任ではないかというふうに私は思わざるを得ません。今さっきの答弁で、茂尻地区だけではなくて、ほかの地区とあわせた中で次の計画に盛り込むというふうに答弁されましたので、前回の答弁は修正されたものだと思います。これが正しい表現だと思うのです。どうしてもあの場で答弁されたのは、茂尻の地区のことを特化して答弁しているような印象がうかがえました。

それで、言いたいのは、今答弁を直しましたけれども、全体の奉仕者である公務員のトップに立つ市長として、ああいう発言をあの場でしてしまうというのはやはり問題だと私は思うのです。その辺のところは、資質が疑われるような発言だったと言わざるを得ません。今計画のほうも実際は協議がされていないということは確認がとれました。ただ、一元化していきたいという市長の思いも聞きました。正直、今答えられた第6次赤平市総合計画となるのか、第2期といたしますか、しごと・ひと・まち創生総合戦略、この2つが、総合戦略は終わることはないと思うのです。ただ、絶対続けていかなければならないと思うのです。中長期計画はあるわけですから、絶対にやっていくはずなのです。それをまた違う形になるというのがちょっと正直信じられないのですけれども、なかなかこれを任期内ですよ、菊島市長が任期内にこういったものを策定して進めていける

とは私は思わないのです。菊島市長の任期内にこの発言に対してですよ。今の一連の発言に対して、どういった責任を持ってどういうふうに取り組むのか、そのお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君）もう一回ちょっと確認をさせてください。どういった責任を持ってということですか。私は、4年間の中でできる限りの公約は果たそうという努力もしてきましたし、まだできていない部分もございますけれども、市長としての責任というか、言ったことに対しての責任はとらなければいけませんけれども、できるだけこの任期の中で私が掲げた問題に対する、公約に対する努力はしているつもりでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕だから、茂尻地区で小学校統合した後のことを不安だと言われて、それはやっていきますよというふうに市民の方々におっしゃったわけです。そして、今も計画を一元化してやっていきたいのだということをおっしゃったのです。そういうことをおっしゃった中で、任期内でどうするのかと、責任をどうやってとってやることをやるか。できるだけのことをやります、努力しますというのは多分誰でも言えるし、当たり前のことなのです。私が言っているのは、任期がもうないわけです。その段階でこうやって新しいことを口にされているのだから、それに対する責任というものが必要だということを申し上げているのです。

市長の公約で、市内小中学校各1校、そして文京地区、子育てに特化したいいわゆるコンパクトシティ構想、これは総合戦略でも進められてきました。だから、茂尻小学校の児童が想像以上に少なくなったと言いますけれども、これ菊島市長が進めてきた市政のもともとの目指してきた形なのですよね。茂尻地区の児童生徒がどうしても少なくなってしまうように進めてきたわけです。だから、それを今さら想定外に減ってきたとか、そういうことを言う。だからこそ先が見えないと言って茂尻の地域住民の方

々が不安の声を今上げているわけではないですか。

市長は、説明会で職員はよくまちに出る、まちに出ると言っていると、町内会の行事やイベントに参加をして情報を持ってくれば共有できるのだということをおっしゃっていましたがけれども、実際できていないのではないかと。市長交際費のことで、予算総括で案内が来たものは基本的に全て行っているということを答弁していましたがけれども、私は市外のそういったことよりもっともっと市民の声を聞く機会をふやしてやっていくべきだったと思います。学校統合をやるに当たって、進めていくに当たって、地域住民の声も並行して聞いてこなかったから今こういうことが起きていると。だからこそ任期内にどういふことができるのだということを知っているのです。任期内に市長が、ではこのためにどうしますということをお前も1年先送りしますというふうにおっしゃったので、私はちょっと信じられないというふうに思いました。任期内に地域住民の方にどういふふうに説明するのか、そういう考えが今のお話だとならぬわけですね、努力します、できるだけやりますと。それ以外にありますか。あれば、もし。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 私の思いは、小学校の3校が統合できるような形の中で地域住民に説得をしていきたいなど。これは、あくまでも私自身の気持ちですけれども、そういうことを地域の方々、保護者の方々に申しておきたいと、説得をしていきたい。それが学校の教育、子供たちの教育の将来にいい方向に向かっていく部分、それから行政の財政的な部分の軽減につながっていくのではないかなというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 答えていないのですよね。保護者の方々は、3校統合を大体合意しているのだから、それを説明していく、説明していかれてもいいのですけれども、それは大体進んでいると。だからこそ茂尻から学校がなくなるから、地域の住民の方がそれに不安になっているよというお話で

す。それで、それに対して市長は先送りするようなことをおっしゃったので、私はそれはちょっと無責任ではないのかと、任期中にできることはないのかというふうに質問をしたのです。それがあつのかなのか、できるだけ努力するのではなく、何かないのかということをお伺いしたのですけれども、それはないということによろしいですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 私は、今までやってきたことを任期内の中でやる、そういうことに努力するわけで、今残された時期に茂尻にあれをやる、これをやるということは私自身は申せません。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 非常に残念だと思います。とても第6次赤平市総合計画あるいは総合戦略の今後を任せられないというふうに厳しく指摘をしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の3です。LGBTを含むセクシュアルマイノリティの方々への理解と周知について質問をします。項目の1、市民行政での取り組みについてであります。最近、新聞等でもよく目にするこのキーワードのLGBT、これは女性同性愛者のレズビアン、男性同性愛者のゲイ、男性、女性どちらも恋愛対象となるバイセクシュアル、心と体の性が一致しないトランスジェンダーの頭文字をとったもので、現在では広い意味で性的少数者を指す言葉としても使われております。その当事者の数は、直近の調査で電通が2017年に行った結果ですけれども、人口の7.6%、約13人に1人とも言われております。赤平市の人口が1万300人として、単純計算すれば800人弱ということになりますが、実際はこれ計算上の問題ですので、実際の数というのは当然明確ではありません。ただ、当事者の方あるいは家族の方がいても不思議ではないのではないかとということです。

北海道でも積極的に今取り組みが広がっております。札幌市や旭川市では印刷物、パンフレット等を配布して市民に周知を行っている、小樽市や滝川市

では広報に掲載し、周知を図っております。そこで、赤平市ではセクシュアルマイノリティ、性的少数者に対する理解を広げ、人権保護や差別、いじめの解消を目指す啓発活動として市職員に対する研修あるいは市民に対しての周知方法など取り組みを行う予定はあるのか伺います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） セクシュアルマイノリティの方々への理解と周知に係る市民行政での取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

現在当市におきましては、具体的な相談や問題等は特になく、LGBTを含むセクシュアルマイノリティの意味や内容につきましてもよく知られていないのではないかと思います。しかし、お話のございました人権擁護の活動の中では法務省の平成30年度啓発活動強調事項の中に性的指向を理由とする偏見や差別をなくすことや性自認を理由とする偏見や差別をなくすことも盛り込まれておりまして、近年地方自治体でもLGBT等を含むセクシュアルマイノリティへの取り組みが実施されてきておりまして、札幌市におきましては今年の6月1日より性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度を開始しているとのことでございます。

当市におきましても相談などがございましたときには、当事者に配慮した対応ができますよう、例えば性別確認が不要な書類の洗い出しをし、性別記載欄の削除等見直しを進めておくことや多目的トイレにLGBT等当事者の利用に配慮した案内表示をするなど課題を整理しておかなければならないと考えますし、差別や偏見などの人権課題の解消に向けた啓発イベントへの参加はもちろんのこと、千葉市等で作成されておりますが、LGBTを知り、サポートするためのガイドラインの配布をし、場面ごとの適切な対応や考え方を私ども職員一人一人が理解しておき、当事者が不利益をこうむることのないよう啓発に取り組んでいくことが必要と考えまして、今後人権擁護委員さんや関係機関等にご協力を仰ぎながら取り組んでまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 まだよく知られていないのではないかとということでありました。その中でも不要な性別欄の見直しや多目的トイレなどの具体的な項目も今述べられました。先進の大阪のダイバーシティ課とかでは、そういうことをしっかりやっているのです。そういった課題をしっかりと整理していただきたい。答弁にもありましたが、やっていただきたいというふうに思います。

私も滝川市で5月19日に開かれたLGBTの情報交換会というものに参加をしました。これは、行政の主催ではありませんでしたが、当事者の方や家族の方、またAllyでアライということなのですが、アライの方と理解者、協力者の方あるいは行政の職員の方や看護師さんの方等、すごくたくさんの方がいらしていました。やっぱり当事者の方の大変悩みがあることであったり、こういうことは不当だというようなことが本当に生々しいという生活の悩みを話されているのを聞いて、やっぱりまだまだ理解が足りないのだなということを改めて実感をしたのです。滝川市では、LGBTや離婚あるいは発達障害など、ふだん意識していないが、実は身近で知っておきたいということをキーワードにテーマを選んで、攻めの講演会と称して取り組んでいるということが先日も新聞の記事などに載っております。

ガイドラインの配布であったり、職員の理解であったり、啓発イベントの参加ということ为先ほども答弁ありましたので、大変今回は前向きな答弁をいただいたと私は思っております。当事者の方から相談があつて初めて対応するというのではなく、大きく発達障害であったり、そういったのも含めて多様性の共生社会という大きな枠組みの中でしっかり今から取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。教育行政での取り組みということになります。文科省では、平成27年の4月30日に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について通知がありました。その後約1年が経過し、通知に基づく対応のあり方について学校や教育委員会から寄せられた質問などを踏まえてQアンドA型式の教職員向けのパンフレットというものを出力しております。通知では、悩みや不安を受けとめる必要性は性同一性障害にかかわる児童生徒だけではなく、いわゆる性的マイノリティとされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたとありました。さらには、無理解や偏見がその背景にある社会的要因の一つであり、まずは教職員が偏見等をなくして理解を深めることが必要だというふうにあります。

そこで、伺います。今述べたような通知、パンフレットなどを受けて性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対する対応について、教職員に対し研修などを行っているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

学校におきましては、こうした性に対する悩みを打ち明けられず、心身への負担を大きくしている児童生徒が在籍している可能性があり、児童生徒が相談しやすい環境を整え、一人一人が安心して過ごせる環境づくりを進める必要があると言われております。

本市の小中学校における性同一性障害等にかかわる児童生徒の在籍状況につきましては、毎年4月から6月にかけて、各学校において性同一性障害等に限らず、就学時健診での情報や学校種別の校種連携による申し送りをもとに、配慮が必要な児童生徒を把握するため全ての教職員が集まり、情報交換、情報共有を行っておりますが、現在のところ性同一性障害等にかかわる児童生徒の在籍は把握されていない状況であります。

また、本市における教職員に対する研修であります。特段の研修は行っておりませんが、文部科学

省及び道教委からの教職員向け指導資料を配付するなどして全ての教職員に周知しているところです。

なお、今後の対応としましては校長を中心に学級担任及び養護教諭など学校全体で組織的な支援のための校内体制づくり及び児童生徒の悩みや不安に寄り添う教育相談体制づくりに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 情報交換、共有はしているということですが、特段研修等は行っていないと。児童生徒が相談しやすい環境を整え、一人一人が安心して過ごせる環境づくりが必要だということでした。資料にも載っていたと思います。資料を配付して全ての教職員に周知をしたということも今確認がとれました。やっぱり児童生徒の気持ちを考えると、家族以外で身近な大人というのはやはり学校の教職員ということになるのだと思うのです。なぜ文科省がこの通知をしているかといえば、この時期での対応というのが非常に大切だということからだと思います。教育相談体制づくりに努めるということは今述べられましたけれども、前向きな答弁だというふうに受けとめたいと思います。

さらに、校内研修とか外部研修、特段やっていないということでしたけれども、この参加についても近隣では多分今行っていると思うのです。そういうところとも連携をしたり、先ほど市民生活課でも前向きな答弁ありましたので、しっかりと連携をして講演会を開くなど、さまざまなことを模索して強めていっていただきたいというふうに思います。やはり一番大切なのは、教職員が正しい知識を身につけるといふところにかかってくると思います。これさっきも言いましたけれども、多様性の問題でさまざまな生徒がいる中で、そういった方々に配慮するために全職員がやっぱり研修とかを受けていかなければいけないのだろうというふうに思うので、しっかりと特に発達障害とかこういった性的少数者の方々、そういうところには力を入れてやっていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。最後の質問です。件の4です。新たな行政改革室の設置について、項目の1は目的と設置の経緯についてです。4月の人事異動の際に行政改革室が設置されました。目的と設置に至る経緯、この2カ月間どのようなことをしているところなのか。私は、人口減少対策として最重要計画とされる総合戦略が平成31年度で終わるということでもありますけれども、さらに続くのではないかとすることは先ほど申し上げました。そう考えておりましたので、総合戦略の推進にもかかわっていくのかなというふうに印象を持ったわけですが、それともあわせて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 新たな行政改革室ということでお答えさせていただきますが、行政改革室の設置の経緯でございますが、現在の赤平市の財政状況は国が示す財政指標、4指標はいずれも健全状態であります。財政調整基金につきましても平成30年度当初予算において約5億6,000万円を取り崩しているとはいえ、取り崩し後の基金残高は約12億2,000万円ということで国が示す財政調整基金適正額と言われる標準財政規模の2割、本市でいきますと9億から10億程度になりますけれども、その残高を保っているという状態です。よって、対外的には財政危機と言える状態ではないため、以前実施いたしました行財政改革のように住民負担を求めるとい改革は現時点では必要ないというふうに考えております。平成28年度決算における経常収支比率は98.4%で財政の硬直化が進んでおり、今後においては市税、地方交付税などの経常的収入の増加は期待できないということのため、経常的な歳出経費の削減は必須なものと考えております。さらに、平成32年4月からは会計年度任用職員制度が導入されるため、嘱託、臨時職員の取り扱いを含め、課統合などを中心とした組織のスリム化、それに付随する事務の効率化の検討など行政内部の改革につきまして検討を先行して進めるため、平成30年4月より横断的に組織を設置したところであります。行政改革室の

業務は、課組織の再編原案の策定、事務効率化項目案の策定及びそれに関連する検討会議の実施、職員からの意見聴取、例規案の作成などを規定しておりますけれども、本年4月以降におきましては私も入った中で行政改革室員による打ち合わせを行い、今後の事務の進め方や協議すべき事項などを確認し、室員個々において先例事例の情報収集などを行っているところでございます。

また、総合戦略推進との関係でございますけれども、設置の経緯でお答えしたとおり、あくまでも行政内部にかかわる組織の再編や事務の効率化を目的としました組織でございますので、総合戦略の推進と直接関係するものではないと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕なぜこういう質問をしたかという、総合戦略と関係しているのではないかという私の素朴な疑問だったのですが、まず総合戦略の推進と直接は関係がないというふうに答弁されました。確認がとれました。

昨年の3月31日、平成29年第1回臨時会において機構改革は地方自治法の158条において首長の専権事項だとして企画財政課を企画課と財政課に分けました。その理由が総合戦略の折り返し、総合計画が残り数年でそれぞれ仕上げに向けて取り組み、また健全な財政運営に真摯に取り組むため、それぞれの役割に専心できるようにするためといったことであります。全会一致で決まったと思います。今の答弁では、財政的な面はそのときからそれほど変わっていないのかなというふうに思いました。あえて言うならば、その再来年の会計年度任用職員制度の導入に備えて組織したということは一定理解できるのかなと思います。

そこで聞きたいのは、昨年総合戦略の推進に当たって企画課と財政課を2つにしました。今先ほどの答弁では、ことし行政改革室で課組織の再編の原案を策定していくと。課の統合などを中心としたスリム化を図るということだったと思います。総合計画と総合戦略、さっき一元化していきたいという市長



の考えが示されました。それでもやっぱり総合戦略は進めていくのだと思うのです。進めていくに当たって分けたものをまた課をもう一回くつつけるとか、そういうようなことをやっていくのかということになるのです。その課の再編のイメージ、具体的に再編のイメージというものがあるのかないかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 企画課と財政課を分けたことにつきましては、企画課が総合戦略の担当ということでの総合戦略の推進ということでございまして、このたびの行政改革につきましては庁舎内全体での改革というふうに考えております。そういうことで、先ほども申しましたけれども、経常的な支出というものを抑えることによって長期的な財政基盤の安定も必要と考えておりますし、限られた人数で効率よく事務を遂行していくことを検討していかなければならないということ、似たような仕事のところは1つにするというようなことも考えられるのかなとは思いますが、その辺は当然それぞれの職員の意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 企画財政を分けたのは総合戦略だったけれども、今回のはまた違って全庁舎的に似たようなものをできるだけスリム化していくというような答弁だったと思うのです。企画財政をもとに戻すようなことは当然ないのだろうというふうに思います。

ただ、やっぱりさっきもありましたけれども、任期最後の年に行政改革室を設置していくということがちょっと私はわからないのです。一般的にこういった機構改革を伴う、あるいは財政計画を伴うものというのは、任期内にある程度めどをつけるべきものだと思うのです。だからこそ就任してすぐに行ったりするのだと思います。ましてこの課を分割、統合というところに関していえば、今言ったように昨年は分割しました、今度は統合しますということで

計画性が感じられないのですよね。何をしたいとてその人事をされたのかわからないと。先ほど社会福祉課の話で、率直に申しわけないということを出長はおっしゃっていましたが、私はそれもちよっと理解ができなかったのです。会計年度任用職員制度については、確かに理解できると思います。これは、ただ昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されてなったもので、この4月に行政改革室を設置しなければならない理由には若干薄いのかなという気がします。今でなくてもという気はします。ただ、確かに全課にまたがる大きな改革制度であり、退職金制度等、非常勤の職員のことでもかなりやらなければならないことはありますので、それは今後しっかりやっていかなければならないと思いますけれども、一定理解はしますけれども、あえて言うならばそのスリム化というのを財政主導とならないように一言申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時09分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、若者対策について、2、町内会の運営について、3、市内施設の連携事業について、4、終活支援について、5、学校と教育委員会がさらに一体となる取り組みについて、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 通告に基づきまして一般質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、若者対策についてお伺いをさせていただきます。赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略においては、国の基本目標を勘案し、赤平市の実情に合わせた基本目標を設定している中で、地方への新しい人の流れをつくるという観点では若い世代の仕事、雇用、子育て、教育を支援する生活環境の整備

が当市においても位置づけられているわけですが、高齢者とともに若者の交流ができる環境をどのように見出していくことができるのか、当市においても大きな課題だと思っております。これまでの取り組みを振り返りながら質問をさせていただきます。

1、若者が集える場の検証について。これまでも何度か同じような質問をさせていただいているところですが、市内の活気やこれから若者が地域のために行動を起こすきっかけの場として若者が集える場をさらに具体的に検証すべきではないかと感じております。また、地域の経済においても有効的な場として町なか、また商店街を中心とした中で考えていきますと、これまで実施してきた空き店舗利用でのチャレンジショップやかなえーの運営の取り組み、地域の人々を集める企画を通して今後の課題も見えてきていると思います。また、子育て世代の若者から地域のことを語り合う若者が集う時間帯として、日中から仕事を終えた夜の時間帯までも幅広く集える場の工夫が必要であると感じています。地域の空き店舗を使用するまでの背景としては、地主や店舗の持ち主が違うため、店舗を借りていても継続的に利用ができないケースもあり、若者の自由な発想のもとで交流するスペースをつくり出すことがなかなか難しい現状であると伺っております。その点も十分に感じている課題だと思っておりますが、商店街周辺での空き店舗や空きスペースを活用できるさらなる工夫を考えていくべきだと思います。地域の活気づくり、若者たちが集う場づくり、新たな人の流れをつくり出していくということもなかなか難しい現状だとは思いますが、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたく思います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 若者が集える場の検証についてお答えをさせていただきます。

若者が集える場につきましては、現在地域おこし協力隊が市街地におけるチャレンジショップに常駐し、商店街の情報発信など商店街への人の流れを応

援しているところであります。また、チャレンジショップとしてお試し出店やワークショップなどの活用をサポートしており、集える場としての利活用にも努めているところであります。商店街振興対策協議会におきましても商店街検討会議をチャレンジショップにて定期的開催をしているところですが、今年度におきましては赤平には青年会議所や商工会議所青年部、ローターアクトクラブなど元気な若者が活躍しておりますので、その話し合いの場の輪を広げ、また札幌市立大学におきましても炭鉱遺産を活用したアートプロジェクトも行っておりますので、商店街と連携した事業ができないかなど外からの意見も取り入れてまいりたいと思っております。若者が集える場があり、商店街を盛り上げていくことは大いに必要であり、今後商店街の皆さん、若手の団体と協議を進める中で空き店舗の活用や連携事業の具体案が出た場合につきましては、店舗魅力向上助成金や起業支援補助金等の助成制度の活用もあわせてともに協議をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思いません。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 いろいろと若者の意見を聞いていただいた上での今後の対策を考えていただけるということでございますけれども、以前も同じ質問をさせていただいているところではありますけれども、なかなか実は活動の拠点が定着できていない若い団体がございます、そしてまた実際に商店街の中で日々活動をしている地域おこし協力隊とも意見交換を十分にさせていただきながら今後の体制づくりに努めていただきたいというふうに思っております。なかなか現状の活動が見えていない部分もあるのではないかなというふうに感じているところもございましたので、そのあたり再度質問をさせていただきましたので、今後ともよろしくお願いたします。

続きまして、(2)、地域おこし協力隊の今後の募集についてお伺いをさせていただきます。当市に

おきましては、企画、商工、農業、教育の部分におきまして地域おこし協力隊が活発的に活動を展開してくれています。他市町村におきましても任期の途中でやめてしまうなど、さまざまな問題事もありながらも地域おこし協力隊の活躍の幅も広がりを見せつつあります。新聞報道などでもございますが、地域おこし協力隊終了後にも地域に残り起業をしたり、地域の課題と向き合ったビジネスを展開したりと人材不足の地域におきましては新たな人の流れをつくり出してくれる若者、よそ者としてのキーマンとして今後も大変期待できる制度であるというふうに思っております。これまでの分野に限らず、全課、課を超えて募集をしていくお考え、さらに他市町村を見てみますと1人だけの採用とかではなくて、同じ課で数名の採用をしている市町村があります。地域おこし協力隊の結束力を図っているというふうに思うのですが、またさらに民間企業と連携して地域おこし協力隊を採用しているところもありまして、地域おこし協力隊を採用するさまざまな工夫がされている自治体が見られていますので、そういったこともある中で今後当市におきましても地域おこし協力隊の受け入れを続けてほしいと思っておりますが、そのお考えをお聞かせいただきたく思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山涉君） 地域おこし協力隊の今後の募集についてでございますけれども、この制度につきましても都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動いたしまして、生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間地域に居住して地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図る取り組みでございます。また、地方財政措置といたしまして、地域おこし協力隊に取り組んでいる自治体に対し、隊員の活動に要する経費ですとか活動旅費など1人当たり400万円が上限ではございますが、特別交付税にて措置されております。都市部の若者

等が過疎地域等に移住して1年から3年以下の期間、地域協力活動を行いながら地域に定住、定着を図る取り組みでございます。任期終了後も引き続き居住し、みずから起業するなど新しい感性や刺激を地域に持ち込み、地域で新しい仕事をつくり出しただいております。地域おこし協力隊員の皆様は、それぞれの人生における大きな決断をして移住され、なれない生活の中、活動に従事されておりますので、隊員の方の業務面のみならず、生活面を含めたサポート体制が重要でございます。今後におきましても地域おこし協力隊員の円滑な受け入れと有意義な地域協力活動につなげてまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今後も地域おこし協力隊を継続していただけるというお考えでよろしかったですね。それを聞いて安心しましたけれども、地域おこし協力隊を採用するにいたしましては今お話いただいた観点とは違うことも私自身期待しているところがございまして、市の職員の人材教育の場にもつながっていくというふうに感じていることと、また民間目線でのまちづくりができていくのではないかなというふうに感じているところがありまして、そういった可能性を広げてくれることにもつながっているというふうに思いましたので、今前向きなご答弁をいただきましたので、今後も一部の課に偏るとかではなくて、全課的にそういった人材の採用をぜひ希望したいと思っておりますので、またさらなる工夫もあると思っておりますので、採用の面に対しましては、そのあたりもよろしく願いしたいというふうに思います。

続きましての質問に移ります。大綱2、町内会の運営についてお伺いをいたします。（1）、町内会条例について。人口減少や高齢化によって町内会運営も非常に苦しい時代を迎えております。当市においても町内会に加入しないという住民もいるということと非協力的な住民もいるということを町内会長様から伺っております。地域の中で生活をともにす

ること、近隣の近所づき合いのコミュニティ、防災の観点からいいまでも日ごろから地域の協力体制を高めていくことは大変重要なことだというふうに思います。そのような中で、全国的に見ましてもそのような傾向にある中で町内会の運営維持、運動を推進していくための対策として町内会条例を設置している自治体も出てきました。当市といたしまして今後検討していく必要があると感じていますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 町内会条例につきましてお答えを申し上げます。

少子高齢化や核家族化による世帯構成の変化や集合住宅の増加、都市部への人口流出などに伴い町内会の加入率が下がっていることから、最高裁判例により加入の義務づけは法定限界があり、努力義務にとどめておくほうが望ましいとされておりますが、札幌市におきましては市民が主体のまちづくりを基本理念といたしました自治基本条例を踏まえまして、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会を支援するという趣旨で条例の検討委員会が設置され、年度内の条例の成立を目指しているとのことでございます。当市におきましてもさきに開催されました町内会長会議等におきまして、私ども行政より町内会にお願いすることが多くなっていることや加入率の低下、役員のなり手不足などにつきまして、その現状についてお話を伺っているところでございます。こうしたことから、町内会の負担が過重とならないよう関係部署間で連携し、配慮していくことはもちろんでございますが、加入率の向上策として転入者が各種手続を窓口で行う際に市と連合町内会で作成した町内会加入促進パンフレットを配付するなどの取り組みを行っている団体もありますことから、このような取り組みを私どもも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今お話を伺わせていただきました。済みません。加入のそのパンフレットのことなのですけれども、これというのは全町内会でそういったものを作成しているのか、そうではないのかという状態、そのあたりちょっともう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 私ども調べた限りにおいては、室蘭市は連合町内会でございますので、町内会の連合体として市と共同した形の中でつくられているというふうに伺っているところでございます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 わかりました。他市の事例ということで今ご紹介いただいたわけですけれども、私自身も本来は町内会の加入のことについては強制的だったりとかというのは、なかなか難しい現状もあるのではないかなというふうに思うのですけれども、実際に今の実際の赤平市の中の現状を見た中ではやはり今後もそういった何らかの形をとっていく、対策をとっていくべきなのではないかなというふうに感じてございましたので、この提案をさせていただいたわけなのですけれども、また条例にだけこだわることではなくても以前も他市町村で取り組んでいました地域活動に参加した際にポイント制度というものを設けているということを以前提案させていただいているのですけれども、そういった町内会版のポイント制度のあり方だったりとかということも、これはちょっと行政サイドだけの考え方ではなくて町内会に従事している役員の方たちも含めて運営を今後円滑にしていくための取り組みをぜひ前向きにお話をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、(2)、町内会館についてお伺いをさせていただきます。町内会館の運営に対しまして、当市としても修繕費など助成を行っているところでございますけれども、地域の活力や町内会の活力を

育むための体制といたしまして町内会館の活用に幅を持たせ、活用の促進を図り、収益性の向上などにつなげられるような可能性について町内会と協議を進めていくべきではないかというふうに思っております。例えばでございますけれども、当市におきましては市内の中に宿がないということが今課題として実際にあるわけです。そして、大きなホテルを建てるということは大変難しい背景にあります。そこでなのですが、町内会館を活用して宿や休憩所として利用することも可能な場合があるというふうに思います。今ではインバウンド、グランピング、ランツーリズム、サイクリングツーリズムなど個性的な楽しむツーリズムのスタイルも多くなってきております。少し改修することでその受け入れの可能性が広がる施設も出てくるのではないかというふうに思います。また、防災の観点からいまして避難所に登録されている施設におきまして、可能な施設の場合でございますが、簡易的なシャワールームなども設置するなど観光面とあわせて災害避難所に対しても対応できるような施設の活用の幅が広がり、町内会の運営のさらなる可能性も見えてくるのではないかというふうに思います。そのほか、町内会館のさまざまな活用方法を町内会の皆様たちと検討していくときにあるというふうに考えますが、この考え方につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 市内に宿がありませんことから、かわりに町内会館を利用することなどできないかとのご質問でございますが、宿泊所といたしましては過去に平成元年に行われたはまなす国体時にいわゆるイベント民泊として町内会館が利用されたことはあったと記憶してございますが、現在生活館や地域コミュニティセンターなど、ほとんどの町内会館は各町内会に指定管理されておまして、地域のコミュニティの醸成のため、その施設が地域の方々が利用しやすいようにと考えておまして、先ほどのお話にもありましており町内会への加入率の低下もあり、施設の運営など大変でありま

すことから、現在の補助金を使いやすいようにしてほしい等のお話も伺っておりまして、さらに除雪だけではなく、施設の維持にも充てられる補助金等を検討してほしいとのご意見も町内会長会議、町内会ブロック会議など日ごろよりお話を伺っているところでございまして、町内会館の運営が厳しい状況でございますので、どのようなことができるか、各町内会と十分に協議をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、宿泊所につきましては、現在担当部局におきまして平成29年度、昨年を実施いたしました宿泊施設立地調査業務の結果を踏まえまして、立地場所等の課題整理をした上で宿泊施設の誘致活動を行うこととしておりますが、町内会館に限らず、公共施設の活用がどこまで可能か等につきましても今後関係部局間で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今新しい民泊制度もできましたということと近隣地域にも町内会館ぐらいの規模で民泊、人が泊まれる施設に改造したというケースもございます。上砂川町でやられていることでございますけれども、また今はちょっと民泊、宿泊施設にこだわった質問をさせていただきましたけれども、それだけではなくて、さらに地域の課題とともに新たな町内会館の運営をできるような、そしてさらに町内会の運営がもう少し幅広く活気づくような観点の中で、さらに町内会の皆様とともに先ほどの助成金も含めた対応の部分で有効的な利用の仕方というものを生み出していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きましての質問に移ります。大綱3、市内施設の連携事業についてお伺いをさせていただきます。

(1)、インバウンド観光向けの対策について。北海道においてインバウンド観光者がふえている中

で、他市におきましても多国語表記の看板やパンフレット、また飲食店のメニュー表記など多く見かけられるようになっております。当市におきましてもその取り組みについてどのようにお考えをお聞かせいただきたく思います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） インバウンド観光向けの対策についてお答えさせていただきます。

日本国内における訪日外国人、いわゆるインバウンドですが、北海道におきましては2016年で230万人の方が訪れており、まだまだふえることが予想されております。また、国別で見ますと北海道では中国、台湾、韓国、香港などのアジア圏が大半を占めている状況にあります。今後は、F I Tと呼ばれております個人旅行者が増加し、レンタカーを利用した旅行者がふえていくと言われております。当市におきましては、平成27年に赤平市、芦別市、砂川市、滝川市で構成する東空知観光周遊ルート創出推進協議会に加入をいたしまして、親日派が多くリピート率が高いと言われる台湾や香港などの国をターゲットとするF I Tインバウンドの受け入れに向けた周遊ルートの検討を行っているところであります。平成29年度におきましては、台湾の著名ブロガーの招聘や台湾の旅行会社がエルム高原において視察研修を行いました。台湾では、キャンプ人気が非常に高まっていることも相まって手ぶらキャンプ、ケビン村のコテージに非常に興味を示していただき、F I Tインバウンド向けの旅行プランの考案を行い、エルム高原での手ぶらキャンプ、市内の物づくり企業と連携したモデルコースを選定したところでございます。今年度におきましては、モデルコースをベースに現地販売するための観光コンテンツの選定を行い、滞在型モデルコースの完成を目指してまいります。また、あわせて施設や飲食店における多言語表記や一目でわかる視覚サイン、いわゆるピクトグラムなどにつきましても翻訳やデザインを行う予定となっております。まずは、このモデルコースでの検証を行い、当市におけるインバウンドの需要も把握

した上で、必要に応じ市内飲食店とも連携を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまことしそのモデルコースでそういった観光客が来るという、もう実行される年であるということの認識でよろしかったでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） モデルコースをつくった上で、そちらの商品のPRをして受け入れを図っていかう。その中でサインとか多言語表記の必要性については、そちらのデザインですとかというのを協議会のほうで一緒にやるということになっております。ただ、そこを各市内のほうに反映させるのは各自治体のほうで行うということになっております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 わかりました。大変期待が寄せられる年になってきているのだなというふうに思います。今までいろいろ協議されたことが形になってくる年であるということで、大変注目させていただくべきかなというふうに思います。でも、各自治体のPRは各自治体でという範囲もあるというふうに思いますので、ぜひ私は赤平にはすぐたくさんいいところがあると思うのです。でも、もう少しやっぱり情報発信力というのが元気がないところがあるのかなというふうに思っております。そのあたりはやはりホームページであるとか当市独自のパンフレット、そういった対応も先駆けて行っていただきますことで、今赤平にはインバウンドの観光は来ていない、来ていないというふうみんな思われるかもしれませんが、やっぱり来ている地域はそういったインフォメーションを先にもう上げていますので、ですからちょっと赤平の情報発信力の弱さを克服していただきまして、早目にそういった観光客向けの対応、対策をできますことを今後期待しておりますので、よろしく願いした

いというふうに思います。

続きましての質問に移ります。(2)の連携イベント企画についてお伺いをさせていただきます。7月になりますと、待望の炭鉱遺産ガイダンス施設がオープンいたします。また、そのことは北海道命名150年を好機にアイヌ文化、炭、鉄、港の地域連携の取り組み、さらにことしのゴールデンウイークにはリニューアルオープンされました夕張石炭博物館とあわせて期待する声を寄せられているところでございます。そのような背景の中で、これから本市に対する訪問者、観光客がふえてくることが予想されます。市内の個性的な観光名所もふえていること、民間企業が取り組む見学、体験施設などもありますことから、市内滞在時間をふやすための情報発信の工夫など地域の活力を見出すために課の連携、施設の連携、民間団体との連携とあわせて進めていく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長(北市勲君) 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長(林伸樹君) 連携イベント企画についてお答えさせていただきます。

赤平市の観光施設に関しましては、温泉やキャンプ場、流政之氏の彫刻公園などのエルム高原施設というのが代表的な観光施設でございますが、このたび炭鉱遺産ガイダンス施設がオープンすることにより新たな交流人口の増加に期待を寄せているところであります。一方、市内企業では体験学習で年間1万人を超える方が訪れる企業、また物づくり体験ができる企業、工場見学等も行える企業がございます。また、らんフェスタ赤平やあかびら火まつりなど、さまざまなイベントでは市内外から多くの方が訪れていることから、連携が図れるさまざまな周遊ルートとしての可能性があると思っております。今年度につきましては、先ほど答弁させていただきましたFITインバウンド向けのエルム高原と企業との連携した旅行プランの醸成や炭鉱遺産ガイダンス施設のオープンに合わせ炭鉱遺産を見学した後、市内の飲食店で食事をし、その後企業の見学も行うという赤平市完結型のツアーも実施がされるという予定で

ありまして、今後とも市内の滞在時間をふやす取り組みにつきまして市内における連携、施設の連携、民間団体とも検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長(北市勲君) 植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] ただいまの答弁は、商工労政観光課の林課長にお答えいただいたわけなのですが、私は一つの課に限定することではなくて、観光の種類は今本当にさまざまございまして、例えば健康促進のヘルスツーリズムと、あと教育であったりとか、知的好奇心を仰ぎながらのランツーリズム、スポーツツーリズム、そのほか福祉的な観光要素であったりとか、あとは高齢者向けの観光というものもありまして、その地域の観光の資源というのは地域遺産の管理、活用を含めた個性的な今ニューツーリズムの体制が本当にふえてきている時代背景になっております。ですから、このたびのこういった連携イベント企画というのは、ぜひ全課においてもいろいろな可能性を見出さずにはいられないかなというふうに考えておりますので、そのあたりも含めてぜひ連携をしたそういった企画、イベントを情報として発信を、イベントといいますか、そういった連携しながら本市の中に滞在時間をふやしていくといったような方向づけというものをぜひお考えいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きましての質問です。大綱4、終活支援についてお伺いをさせていただきます。(1)、体制づくりについて。我が国日本は、世界でも類を見ない高齢化が進んでおります。現状の中で全国各自治体では、終活支援に対する取り組みが広がっています。本市においても家族や友人など連絡先もわからない、費用がなくて葬儀や納骨をどうすればいいのかわからないといった困惑するケースも多くなっていると市内葬儀会社から伺っております。他市では、エンディングノートを配付し、財産のこと、葬儀のこと、そのほかさまざまなことを自分の命のおさめ

方を生前にしっかりとまとめておくことを促しているところもございます。さらに、横須賀市では終活情報登録伝達事業ということで、わたしの終活登録というもので自治体で個人の情報登録をする制度をつくっているところもあります。そして、万が一のとき、病院や消防、警察、福祉事務所や本人が指定している方に開示し、本人の意思の実現を支援しているというケースもございます。さらに、病気が突然の事故など高齢者だけに限ることではないときもあります。地域のコミュニティ、防災、安心、安全な社会環境をつくり上げていくためにも民間企業との連携も含め、終活支援の窓口や体制づくりの強化をお願いしたいというふうに思いますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 体制づくりについてお答えさせていただきます。

高齢化が進む中、ひとり暮らしの方や子供がいない方、身寄りがいない方がふえてきており、介護や死の場面に直面したときどうしたらよいか、周囲の方が困ることが多くなってきています。また、家族がいても長い間別々に暮らしていたり、将来の話をする機会がない場合、どんな介護を受けたいか、最期をどうしたいかという自分の気持ちを誰にも伝えられない方もいらっしゃいます。そのように、いざというとき困ることがないよう、人生の終わりをどう過ごしたいかを身近な人と生前に考える機会を設けることは大切なことであり、住みなれた地域で安心して最期を迎えられる体制づくりの一つとして終活支援事業として民間事業者と共同して取り組んでいる市町村もあるようです。

赤平市としましては、地域包括支援センターで介護や医療などの高齢者に関する悩み、相談に対応しており、時には介護等の相談を通して高齢者や家族の方が終活について考える機会となるよう働きかけるとともに、不安に思うことについて相談者と一緒に考えております。また、葬儀やお墓、お金のことなど専門的な相談が必要な場合は市の関係部署と連

携して対応をとっております。ひとり暮らしの高齢者の見守り体制の整備としましては、家庭用緊急通報システム事業や救急医療情報キット配付事業に取り組んでおりますが、今後も利用の普及に努め、生活の安心につなげていきたいと考えています。現在出前講座としまして、老人クラブなどに出向き、介護予防や介護サービス等について講話をしておりますが、今後は終末期をどのように迎えるかということも含め、市民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。また、在宅や施設でのみとりをどのような体制で整えていくか、介護や医療の専門職の方々との連携の中で検討を進めていきたいと考えております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまのご答弁の中でもございましたけれども、いろいろと活動はされている部分があるというふうに思うのですけれども、もう少し事前の対策というのがすごく必要になってきているのではないかなというふうに感じている部分があります。先ほどの普及率のこともそうですし、あと実は自分がもう気づいたら認知症になっていたりだったりとか、そういったことがちょっと周りの方たちと共有できないようなもう状態になっているというケースもあるというふうに伺っていましたので、そういった部分については今後十分に対応を先に考えていただけるような先ほども申しました終活支援の窓口の体制、そのあたりを強化をお願いしたいというふうに思っています。

やはり先ほどもご答弁の中にありましたが、多様化する生活スタイルの中でコミュニティの希薄化といったのが社会の実情であるというふうに思います。先ほどの提案の中で、例えばエンディングノートを配付したらどうですかというふうに提案をさせていただいたのは、やはり少しでも早期にそういったことを気づけるようなコミュニティづくりであったりとか、親子関係の会話をするきっかけというのが工夫を進めていかなければ、それを誰が今するのだという話になったときにはやはり自治体、ほか



の自治体の傾向を見ていますと、これからはやはり行政のほうでも対応をさせていくというようなことがすごく必要なのかなというふうに感じておりますので、当市といたしましても高齢化が進む現状がありますし、終活支援の体制の強化というものをさらに振興を進めていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)の合葬墓についてお伺いをさせていただきます。さきの質問にも続くことでございますけれども、高齢化の進む空知管内では合葬墓の需要が大変高まりを見せつつあります。さきの新聞報道でもございましたが、離れて住む子供には墓の面倒は見せられないという現状であったり、墓は長男が継ぐものという考え方の中で娘しかいない場合、墓を継承することが難しくなり、墓じまいをするケースが多くなっている、近隣市町村、砂川市、深川市などでも合葬墓の需要が高まりを見せているということの内容がございました。また、赤平市よりも札幌の都心に近い美唄市の市民アンケートでは、7割の方が合葬墓の必要性を感じているということでございました。ふるさとで遺骨を納めたいが、割り切れない状態、合葬墓があるところでは生前予約などもふえているというふうに伺っています。

当市のお寺、葬儀会社では、行き場所のない遺骨を当分の間預かっている現実、先日も見てきましたけれども、相当の数がございました。また、相談件数も年々ふえていっている現実があるというふうに伺っております。さらに、市外に住む赤平市出身の方におきましても毎年お墓の掃除などにはまめに来ていたらしいのですが、赤平にはだんだん高齢にもなっていて行けなくなってきて厳しい状態であるということで、どうか合葬墓などが赤平市にもできくればといった声も聞かせていただいているところでございます。また、さらに当市においては古いお墓というものがやはり地域全体を見通していますとありまして、山合いの急斜面にできているお墓でなかなかもう管理ができていない、行き届いていな

いだろう環境のところもありますし、そういったお墓を今後整理することも視野に入れまして、さらにこれからも多くなっていくだろうと予測される独身者世帯の方が安心して暮らせるまちの方向性としてしましても合葬墓の必要性が高まっているというふうに強く感じていますが、このあたりのご見解をお聞かせいただきたく思います。

○議長(北市勲君) 市民生活課長。

○市民生活課長(町田秀一君) 合葬墓につきましてお答えを申し上げます。

お話のございましたとおり、少子高齢化、核家族化、過疎化の進行や世帯の経済的な事情などによります合葬墓、共同墓とも言われておりますけれども、その整備の必要性や住民ニーズにつきましてはさきの議会におきましてもご質問、ご提言をいただいておりますのでご回答させていただいておりますが、周辺市町村の整備も進んできておりますことから、さらにニーズは高まってきているのではないかとこのように認識しております。

こうした状況から、当市におきましても他市の具体的な取り組み等を調査するなど検討を進めてきておりまして、本年度は庁舎整備工事等一般財源を多く伴う普通建設事業が多く、予算化が困難でございましたけれども、改めて設置場所につきましては既存の霊園や墓地とするのか、どの程度受け入れ可能とするのか、どのような形状、デザインにするのか、無縁仏の受け入れ方法をどうするのか等、実施に向け具体的に検討しているところでございまして、本年度中にも結論を出し、来年度にはぜひ実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、お墓の継承者や縁故者がいなくなったお墓の対応と存じますが、残った墓石等の撤去等も必要となりますことから、将来無縁墓にならないよう近場の霊園に改葬いたしましたり、納骨堂などをご利用いただきまして墓じまいなどをご対応いただきたく考えているところでございますが、無縁墓となった場合は無縁塚と合葬墓が併用されている、こう

いった事例も見受けられるようになってきておりますことから、現在計画しております合葬墓に取り入れることができるか等、他市の取り組み事例を参考にするなどいたしまして検討していかねばならないというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕今年度中に考えていただきまして、来年度には現実的なものになるということの認識でよろしかったですか。

それでは、以前もちょっと同じような質問をさせていただいているのですけれども、そのときからの経緯を振り返って思うことなのですが、やはり行政サイドでつかんでいる情報と民間の企業さんでつかんでいる情報というのはかなりの差異が出てきているというふうに感じていましたので、早急な対応が必要であるかなというふうに思っていました。ですから、さらに十分に民間、関係企業者とも調整を図っていただきながら迅速な対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして大綱5、学校と教育委員会がさらに一体となる取り組みについてお伺いをさせていただきます。地域の教育資源の掘り起こしについて。近年、地域独自の教育習慣のあり方を見出し、有意義な教育環境をつくり出していくということを工夫して取り組んでいる市町村が多くあります。先日、小樽に視察に行った際に学校と教育委員会が連携し、地域、学校、家族と一体となって取り組む音読カップといったものを開催している事例の報告がありました。その至った背景には、いかに地域に恵まれた教育資源を子供たちの学習意欲を高めるためにどのように教育現場に連動させていくかといったところを話し合いの場を何度も繰り返しながら実現に至ったというふうに伺いました。その中で要素といたしましては、地域にいる人、団体、遺産、歴史、文化などの軸に地域で育まれたもの全てにおいて検討をされたということでした。そういった学校側と教育委員会とが同じ目線に立って地域の資

源力の掘り起こしをする機会を設けることで、その意識のつながりが子供たちに対する教育環境の高まりにつながっていると、地域全体が子供たちの教育環境を改善する方向性の高まりにつながっているということでございます。子供たちの学力の向上にもつながっていくということで、プラスの循環ができ上がっているというふうに感じました。当市といたしましても学校側と教育委員会とが同じ目線で話し合える場をこれからどのように作り出していくことができるのかといった観点でお伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

学校教育には、総合的な学習の時間や道徳、キャリア教育などがあり、その中で子供たちが自己の個性を理解し、将来社会人、職業人として自立していくために必要な意欲、態度や能力を身につけることを目的として地元企業における施設見学や職場体験などが盛んに行われています。その際に、学校現場でも重視しているのが地域の教育資源についてであります。それは、地元の人や事業所でありますが、総合的な学習の時間などの教育課程の編成では必ず全体計画にこの地域の教育資源の活用を図っております。

例を申しますと、幼稚園児は農家の方のご厚意で農作業に触れ合い、小学校では農業体験とともに地元の物づくり団体、匠塾の方のご指導で木や革の素材を使った制作実習が行われ、中学校では職場体験などで多くの事業所の方々にお世話になるとともに、地元企業の若手従業員や町内会役員の方による事業が行われています。また、地域の教育資源としての炭鉱遺産の歴史学習につきましては、かねてより校長会を通して活用をお願いしてきたところであり、現在全ての小中学校が見学をしております。

なお、学芸員の説明で立坑、自走榨工場を見学するわけですが、ガイダンス施設の竣工により快適なトイレも確保され、説明を受ける環境が整いましたことから、教育委員会から学校に対し利用促進の提

案をしております。これらのことから、子供たちは赤平のまちや人と触れ合い、体感し、地域に対する愛着を深めていくものと考えております。

また、学校と教育委員会の話し合う機会についてですが、毎月定例の校長会議、教頭会議では教育活動の全般について意見交換したり、社会教育サイドからの生涯学習、出前講座ほかのさまざまな情報提供など広く地域の教育資源の活用を促しておりますが、さらに本年度より教育委員会に配属されました指導主事を中心とし、どのように教職員と話し合う場を設け、情報共有するのがよいかを検討してまいります。本市における外部人材としての貴重な方々は、まだまだ存在しておりますことから、今後も地域の教育資源を生かした実践に取り組むために掘り起こしを図ってまいります。あわせて、議員の言われます先進地の事例などを参考とし、全市的な取り組みについて検討し、子供たちの学力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 そうですね。今ご答弁の中で、やはり校長会の中とかでも全般的な話し合いの協議の場はあるけれども、ある特定のテーマ性の中での協議のあり方だったりとかというのは、もう少しお互いが寄り添い合える時間帯というのが必要なのではないかなというふうに思っております。ことしから始まっている指導主事の方の今後の取り組みには、大変期待を寄せるところでございますので、そういった学校側と教育委員会側の時間の共有の仕方というものをしっかりこれからお考えいただきながら、この地域に合った教育のあり方というものをぜひ見出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、(2)、まちの歴史展の検討についてお伺いをさせていただきます。ことしの4月でございますが、岩見沢にありますNPO炭鉱の記憶マネジメントセンターの奥の石蔵の企画展におきま

して、砂川小学校6年生が昨年から数回にわたって取り組んできた総合学習のレポート、ポスター展示が行われました。その内容といたしましては、砂川にはなぜお菓子屋さんがたくさんあるのかというまちの疑問から、それは砂川だけでなく、空知には多くの炭鉱夫が働いて、甘い食べ物で疲れを癒していたという歴史的背景を受けとめ、北海道遺産、空知地域の旧炭鉱施設とその文化を守ろう、広めようといったテーマを導き、子供たちが見学、体験を通して印象に残った事柄をレポートにまとめ、ポスターにまとめたという展示の内容でございました。

その授業の中では、砂川の小学生たちが赤平の立坑見学、歴史資料館の見学、石炭磨きアート体験、ズリ山登り、さらには砂川の小学校で石炭ストーブ体験、炭鉱町でよく食べられていましたホルモン鍋、赤平名物ががんがん鍋を調理実習として取り入れるなど、赤平の活動団体も協力をしてきた1年間でありました。その展示を私も見させていただいたわけですが、どのレポートもポスターも子供たちの新鮮な発想や感想が描かれておりまして、中には偉大なまち赤平と称したポスターやこれからのまちづくりのヒントをいただけるものもありました。見ている私が本当に涙を浮かべてしまうようなほど、刺激と感動をいただいた内容でございました。

近年、近隣のまちの小学校の取り組みを通して感じるところでございますが、そういった自分たちのまちの歴史を当たり前のように知れて、教育のあり方、取り組みの工夫、そしてそのことの活動展示、報告の場を通して子供たちから大人までが自分たちの地域の誇りを高めることにつながるといった実感づくり、そういったものをつくることというのは本当に必要だなというふうに感じました。このたびガイダンス施設ができ上がったことをきっかけに学校と教育委員会が一体となり、炭鉱の歴史だけにはこだわらずとも子供たちが自分たちの地域の歴史をしっかりと学び、発表する機会として我がまち歴史展などを行っていくというお考えはないものかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） まちの歴史展の検討についてお答えさせていただきます。

現在市内の小中学生につきましては、学校授業の中で学芸員によるまちづくり出前講座及び炭鉱遺産のガイドつきの見学によって赤平の歴史を学んでいただいております。しかし、まち全体の歴史を学ぶ郷土資料館につきましては平成19年3月に閉館となり、公共施設等総合管理計画において茂尻小学校統合後の校舎等を赤平市歴史資料館として活用するよう位置づけられておりますが、残念ながらこの方針及び整備時期に関しましては決定できていない状況にあります。このため、本年7月に炭鉱遺産ガイド施設を開設するため、当面炭鉱の歴史を中心とした学びの機会を子供たちに提供してまいりたいと思います。

そこで、議員の言われる歴史に対する子供たちのレポートやポスターの作成、展示に関しましては、学校における平成30年度の年間事業計画及び赤平市青少年育成連絡協議会における年間事業計画が決定済みということになっておりますので、本年度中の実施は難しいというふうに考えております。しかし、昨年私どもも議員からお話がありました砂川の小学生から赤平の炭鉱遺産を見学した感想文をいただき、学びのみならず、歴史に対する思い入れも記載をされ、感動した経過もございますので、子供たちの作品等を展示し、多くの市民などにご見学いただくことは効果的であるというふうに思いますので、レポート、ポスターまたはフォトコンテスト、絵画展など何が望ましいかを検討するほか、優秀な作品に対する表彰、景品を授与するために青少年育成連絡協議会の意見を参考としながら、教育委員会主催事業として学校にもご協力をいただけるよう検討いたしまして、来年度に実施できるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 やり方は、いろ

いろな方法があると思いますけれども、前向きなご答弁をいただきましたので、大変楽しみにさせていただきたいというふうに思っております。

その地域の活力発展という方向性におきましては、やはりみずからのまちのことを思い行動する、できる人材が多くいるということにかかってくるかなというふうに思います。今赤平市におきましても子供の減少もありますけれども、高校がなくなったこのまちということで、中学校までの教育内容によって十分そういった意識というのが左右されるのではないかなというふうに思います。そういった観点からも先ほどからも十分に取り組んでいただいていることはわかっています。承知でございますけれども、このまちの歴史を本当に知れること、理解することというのは本当に必要だというふうに思っておりますので、今ほど両課長から前向きなご答弁をいただきましたので、今後もそういった子供の教育の対応、対策につきまして期待をさせていただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、認定子ども園について、2、炭鉱遺産活用について、3、行政の諮問機関に係る見解について、4、住宅政策について、5、町内会組織の今後について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づき質問を行いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、認定こども園の考え方について、項目1、保育所待機児童解消の今後の見通しについて。赤平市においては、夫婦で共稼ぎをしなければ生活が成り立たない家庭が多く見られ、そのための保育所の果たす役割は大きいと思われまます。しかし、当市の

保育所の環境は保育士不足などを中心に最悪であり、3月定例会の予算委員会ではほとんどの委員から待機児童解消についての質疑がなされたわけでございます。新規の保育児を受け入れるため、子育て支援センターがコミセン別館の2階に移転し、ことしは待機児童が回避される計画となっていたはずでございますけれども、先週6月7日付の新聞に6日現在で赤平市の待機児童は5人いることがわかりました。予定外の申し込みなのか、保育士が不足し、このような状況となったのか、現在の状況と今後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 保育所待機児童解消の今後の見通しについてお答えさせていただきます。

保育所の待機児童につきましては、平成30年4月1日現在では回避されておりましたが、その後ゼロ歳児3人を含む5人につきまして入所の申し込みがございましたが、保育士不足により入所させることができず、保護者のご理解をいただき、保育士が確保されるまで待機をしている状況でございます。現在保育士確保のため、正職員と臨時職員を募集しており、募集方法としては広報あかびら等に掲載し、ハローワークへも求人票をお願いしているところでございます。加えまして、正職員の募集に関しましては近隣や旭川、札幌方面の保育士養成校へ直接出向き、就職担当職員等に募集要項の説明をし、応募のご協力をお願いしているところでございます。いずれにいたしましても、保育士確保が待機児童を発生させない最大の手段となりますことから、引き続き保育士の募集を行ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 現在待機児童が5人となり、保育士を急募しているとのことでしたが、もともとの人員が不足しているわけで、昨年度の募集人員に余裕を持たせる必要があったのではと思っております。とともに、結果的には各地

域や子育て中のお母さん方への情報把握も不足していたのではと推測するところでございます。今後においても生活が困窮してくると保育所に頼らざるを得ない家庭も出てくることではないでしょうか。早急なる保育士確保に全力を挙げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、項目2、幼保一元化のメリット、デメリットについてでございます。赤平市では、人口減少対策が最優先とされており、私は今までその観点から中小企業対策の確立や保育所、幼稚園の無料化など子育て支援に力点を置いて議論してまいりました。しかし、そのような施策からかけ離れて保育所運営の現状は思った以上に厳しく、当面は保育士確保対策が最重要課題となり、待機児童解消対策が最優先されている状況にあるわけであります。保育児童数がふえるとともに、複数の保育士が必要とされておりますが、全国的な保育士の不足に伴い、本市における採用も厳しさが予測され、また現状の幼稚園、保育所を合わせて3カ所体制を維持した場合、人件費や維持費の負担も大きいと思われまます。そのようなことからすると、現在の幼保の体制がよいのか、それとも一元化して認定こども園に移行したほうがよいのかの判断について伺いたいと思います。私としては、幼保一元化を早く図り、認定こども園にしたほうがよいと思いますが、現在は保育所と幼稚園が別々に運営されており、担当所管も違うわけで、双方の職員や保育士数の調整、幼稚園費、保育料の無料化なども含め、改めてメリット、デメリットについて考え方を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 幼保一元化のメリット、デメリットについてお答えさせていただきます。

赤平市における幼保一元化の最大のメリットとしては、認定こども園の規模にもよりますが、運営費がおおむね1割削減できるのではないかと試算しております。また、保育の必要のない児童も保育することができることにあります。主なデメリットにつ

きましては、この先保育所、幼稚園として使える施設を本来目的で利用できなくなることによる損失や保護者としては選択肢がなくなり、児童の送迎により時間を要する方が一定程度出てくるのではないかと想定されます。職員につきましては、一部臨時職員が正職員の業務を担っている現状もありまして、臨時職員が正職員に置きかわり、正職員は減らず、臨時職員の雇用が減るものと推測されます。また、幼児教育の無償化は政府において来年10月から実施することを固めたようでございます。市といたしましては、認定こども園はよりよい保育、よりよい幼児教育をするための器であり、その建設はあくまでも目的達成のための手段と考えております。将来を担う子供たちのため、また少子化対策として認定こども園の移行は避けて通れない問題、必要な施設と位置づけておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕以前に幼稚園、保育所の無料化について質問したときでございますけれども、幼保一元化として認定こども園を開設したとき、財源が捻出することができるので、それまで待っていただきたいとの市長答弁がございましたけれども、今課長の答弁によりますと運営費の1割程度しかといいますか、1割程度が削減可能ということですので、全額無料化の財源は出てこないのかなと思われま。このことを参考にしながら、無料化問題はまた別の機会に議論させていただきたいと思ひます。デメリットでは、保護者における保育場所の選択肢ができなくなるなどの課題も出てくるわけでございますけれども、よりよい保育、よりよい幼児教育のためには認定こども園への移行は避けて通れないと、このようなことで言っております。避けて通れない問題であり、必要な施設であると位置づけているとのことでございますので、この点については理解するところでございますので、引き続き作業を続けていただければと思っております。

続きまして、項目3、統合小学校建設と認定こ

も園について。全ての人口減少対策の中で最も大切なのは、子育て支援かと思ひます。赤平中学校跡地に統合小学校が建設されることに決まりましたが、現在の夫婦共稼ぎ時代においては幼児の保育を最優先に考えなければならなく、統合小学校問題など教育問題も大切であります。私はむしろ若い人たちの生活面を支える意味で認定こども園を優先させるべきと思っております。将来の赤平市のために当市で今何が最も大切なのか見きわめるべきかと思ひます。いかがでしょうか。

あわせて、現在の保育児たちの人数、将来における子供たちの人数を計算に入れながら、それに見合う建物の収容規模と建設費用の概算でもわかれば伺いたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 統合小学校建設と認定こども園についてお答えさせていただきます。

赤平市には、ご承知のとおり赤平市立の幼稚園が1カ所、保育所は2カ所となっており、民間の幼稚園、保育所は現在のところございません。認定こども園の新設は、これらを1カ所にまとめ、幼稚園教育と保育を行うものであります。次代を担う子供たちのため、後世に語られるかつて通園していた子供たちの心に残る赤平市の子育てを象徴する施設にしなければなりません。認定こども園につきましては、単に幼稚園と保育所が合築された施設ではなく、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター等の機能をあわせ持つ施設を検討しております。そのため、その施設の内容の検討、課題解決等には多くの時間を要することから庁内関係部署、関係機関、子ども・子育て会議、子育て世代の保護者の皆様、そして議員の皆様のご理解とご協力が何よりも必要であり、よりよい施設新設の鍵となるものでございます。今最も大切、最優先にしなければならないこと、保護者が望んでいることは保育所の入所希望に応えることであり、保育士の確保が最優先課題でありますことから、市といたしましては引き続き保育士の確保を最優先

に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう  
よろしくお願い申し上げます。

最後に、6月1日現在の保育所、幼稚園の利用状  
況であります。文京保育所が79名、若葉保育所が  
24名、赤平幼稚園が48名で合計151名ですが、  
規模、概算事業費につきましては基本構想、基本設  
計の実施後ご報告させていただきたく存じます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁  
で、私は小学校との比較についてはちょっと問題が  
あると思っておりますけれども、一生懸命今全力で  
保育士の確保ということに努めていることからいき  
ますと、また後ほどの議論とさせていただきたいと  
思います。

続けて、項目の4であります。認定こども園建設  
の優位性と可能性についてであります。先ほども申  
し上げましたけれども、予算審査特別委員会の議論  
を通してわかるように赤平の保育所の環境が悪い  
と議論されつつも小学校統合構想においては学校新  
築の建設計画が急遽早まり、子供たちや保護者に喜  
ばれているところでございます。教育施設対策は、  
一定程度の整備がなされたわけでございますけれど  
も、幼児の子育て支援もおそろいにはできないと思  
います。待機児童を出さないということは、遠から  
ず企業育成対策ともなるはずであります。保育士の  
不足とあわせ、採用の難しさも指摘されております  
が、必要以上の採用はまた子供が減少してきたとき  
の大きな障壁ともなるわけでございます。そういう  
待機児童解消のための大きな課題を抱えている一方  
で、統合小学校建設が決まったわけでございます。  
ですから、認定こども園建設も並行して両立させる  
べきで、むしろ優先させるべきだと思っております。  
そして、そのことができる財政面での検討が必要か  
と思われま。全ての政策には必ず財源がついて回  
りますが、財源に詰まりますと時にはウルトラCも  
出てまいります。統合中学校完成後、統合小学校の  
建設が続けて行われることになりました。予算委員  
会で説明があったように、ことしから小中学校に限

り建設費の公債費償還期間が従来の12年から25年へ  
と大幅に延びたので、認定こども園の建設費用が予  
算的に割り込める状況にあるので、私は可能である  
と、このように思っております。また、認定こども  
園の建設費については幼保一元化の中で特別優遇  
措置等についてはどうなのか、幼稚園も半分かわ  
りがあるわけでございますが、過疎債の該当だけな  
のか、助成金、補助金など、これらについてはどう  
なのか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定こども園建設  
の優位性と可能性についてお答えさせていただきます。

認定こども園を社会福祉法人と民間企業が整備す  
る場合は、国からの補助金はございますが、市が認  
定こども園を整備する場合は国からの補助はござい  
ません。全額市の負担となりますが、過疎地に適用  
されます過疎対策事業債が適用となりますことから、  
有利な財源として活用するのがベストと考えま  
す。過疎対策事業以外の特定財源につきましては、  
一般財源縮減のため、今後事業実施の過程で調査検  
討させていただきますので、ご理解いただきますよ  
うよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 続きまして、今  
の答弁ではちょっとどうなのかなと思いますけれど  
も、現在の認定こども園建設計画は赤平中学校の後  
に統合小学校を、廃校となった赤間小学校の後に認  
定こども園をとという構図のようで、完成はおおよそ平  
成三十六、七年ごろになるとのことでございます。  
今までの話の中で、そういう36年から37年ごろと、  
こんな話であります。建設場所について、私は旧中  
央中学校跡地利用を考えておりまして、ここは解体  
費、除却費が補助金などの対象になりまして、当初  
計画にある赤間小学校よりまちの中心地でもあり、  
病院や大型スーパー等も近接しておりまして、保護  
者の帰りの買い物等に場所的にはよりよく、何より  
もすぐにでも解体、除却ができ、最短期間で建設で

きる場所でもあります。この場所は、シルバーハウジング構想のサ高住の建設予定地かと思われますが、建築計画の見直しは急げばできるかと思われます。今短期間に認定こども園が設置されれば、現在の待機児童の解消や保育士確保問題の一助になるのではと思います。統合小学校が平成34年4月スタートの予定になっておりますが、主要工事は32年、33年なので、これから推測いたしますと本年9月議会までに即断すると基本設計や解体、除却、建設工事なども含めて32年度中までに、もしくは小学校と同時完成することも考えられるのではと思いますが、いかがでしょうか、急ぎの話として伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定こども園につきましては、大きな財政負担を伴うことであることから、年次計画を立てて市の財政状況を見きわめながら、赤平市立小中学校適正配置計画の進捗状況も踏まえまして認定こども園ができるまでの間、幼稚園、保育所の効率的な運営等について検討することとしており、現在検討中の開設時期、開設場所につきましては赤平市児童福祉施設整備計画等に明記すべく事務を進めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁であります。ごもっとも、このようには思っておりますけれども、しかし理解できかねます。当初計画予定が赤間小学校跡地への建設予定だったのがサ高住建設計画予定地である旧中央中学校跡地への突然の計画変更と、私なりの考えでありますけれども、こうなりますと特別な内部での検討という意味での対応が必要となると思います。赤平市の建造物の総合管理計画に係る部分もあろうかと思っておりますけれども、今そのことを言われていると思います。しかし、緊急、重要案件などへの対応には通り一遍の答弁ではなく、各担当者間の緊密な連絡体制を経た対応が大切なことだと思われまして、法的な必要手

続事項等もスピーディーに取り組み、最短期間で工期を短縮することができるのではと思います。年次計画を立ててということでございますけれども、なぜ現在認定こども園の建設が急がれるのか、このことを念頭に置きまして、いま一度全体計画の見直しが必要ではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） ただいまの庁内関係者会議や子ども・子育て会議等の開催に当たりまして、今までの状況の変化や策定経過を踏まえまして、お示しできる児童福祉施設整備計画策定のためのたたき台を作成中であります。策定のめどにつきましても、年内をめどにしており、策定後開設時期等をご報告させていただきたく存じます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ここで市長に伺いたいと思います。3月定例会や予算委員会を経て、待機児童解消問題等について市長は直面する課題への危機意識や切迫感は薄く、難局を打開していく気概が余り感じられなかったかに思っております。そのことは、炭鉱遺産問題を引きずっていることから私は推しはかることができると思っております。市長の公約内容に認定こども園の実現も、また炭鉱遺産活用も明記されているわけでございますけれども、何が一番市民の生活にとって大切なのかということをもう一度考え直していただきたいと思いません。市長は、短期間にガイダンス施設を建設したわけでございます。十分な議論をする間もなく、国の政策に急がされ、わずか3カ月で結論を出したわけでございます。反対する市民の声までも押し切ったわけでございますけれども、あのときのガイダンス建設の熱意を持って取り組むならば、このたびの緊急認定こども園の建設は予想以上に短期間にできるのでは私は思っております。このことに市民は反対するでしょうか。この問題は、政治的判断を必要といたします。財源確保を含め、市長と庁舎内が一体となって知恵を出し合い、フル稼働すれば私は必ず建設できると思っております。市長の当市の将



来にかける責任と意気込みにかかっていると私は思っております。いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 認定こども園の施設整備につきましても、児童福祉施設整備計画を策定いたしまして、開設時期、開設場所を明記することとなりますが、幼稚園あるいは保育所機能のほかに妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援を行う子育て世代の包括支援センター、冬期間や雨天時に室内で子供が安心して遊べる屋内の遊戯施設の整備方針も公共施設等総合管理計画との整合性を図りつつ策定しなければならず、認定こども園との関連性を持って取り組まなければなりません。そのため、その施設の内容の検討、課題解決等には多くの時間を要することから庁内の関係部署、関係機関、子ども・子育て会議、子育て世代の保護者の皆さん、そして何よりも議員の皆様のご理解とご協力が必要でありまして、よりよい施設整備の鍵となるものでございます。開設時期につきましても、将来を担う子供たちのため、また少子化対策としては認定こども園の移行は避けて通れない問題、必要な施設と位置づけておりますので、施設の内容の検討や課題解決後のできるだけ早い時期に開設できるよう検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 できるだけ早い時期に開設できるよう検討することとでございますけれども、これはいつになったらいいのでしょうか。私は、現時点でもしくは9月までに市長が決断し、今年度中に基本構想と基本設計に着手すれば、中学校や小学校の建設規模の想定、その想定でございますが、その半分程度とした場合、財源確保や建設業者の人材確保問題があったにしても統合小学校建設工事完了と同時に、その手前でなし遂げることができるのではと考えておりますが、いかがでしょうか。もう少し前進した答弁をいただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） できるだけ議員の意に沿うようにはやりたいのですが、ただいま申し上げましたようにいろんなところとの整合性を図ったり、関係機関との話をしたりしながら、でもできるだけ意に沿うような努力はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 私は、無理なことを言っているかもしれませんが、しかし、一番大事なのは子育て支援をどうするかで、赤平の人口が出ていくことを防ぐために私はこう力を入れているのです。やっぱり企業対策ということも私は言ってまいりましたけれども、やはりそこには子育て支援がなければ企業対策ができないのです。しっかりした企業を育て上げ、そしてそこで夫婦共稼ぎしなければならない人たちの生活を守るためにもやっぱり子供を預けて働かなければならないという事情は赤平市のかなりあちこちに見受けられます。そのことを考えますと、やっぱり市長の公約にあるわけですから、このことを4年間の間に実施できなかったことであっても今最後の期間にその口先だけでもきちっと道筋をつけて、来期にどうなるかは別にしてもやはりこの認定こども園は早急にでき上がるように、このことが一番大事なことだと思います。赤平市の行政がどれだけやる気を起こしているか、やる気があるかどうかで赤平の若い人たち、市民の若い人たちはこの赤平から出るかどうかの私は瀬戸際になっていると思います。だから、来期も含めてお話ししますとできるだけ早急に、ですからこの半年、1年ないですから、その間に道筋だけでもきちっと決めていただければ公約が果たせることになるのではないかと私は思っております。任期中の方向づけもしっかりとさせていただきますことを要請いたしましてこの項目については終わりたいと、件名については終わりたいと思っております。

続きまして、件名2、炭鉱遺産問題についてであります。項目1、重要文化財構想の見直しについて、

(1)、日本遺産と重要文化財について。立坑やぐらを中心とした日本遺産構想は、8市2町の広域での地域活性化を図ることを目的として取り組まれているわけですが、先日の新聞報道により7,000万円の交付金が新たに給付されることがわかり、財政的負担の少ない中での取り組みが期待されるわけですが。しかし、これは一時金であり、将来にわたる取り組みの中で、その後に係る費用や通年での維持費用等の扱いについての確認のため伺いたいと思います。

また、日本遺産構想の将来における規模拡大が予測されるわけですが、それに伴い経費拡大も予測されるので、その取り扱い方法も含め、現在わかる範疇で説明していただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 日本遺産登録と重要文化財についてでございます。

議員ご指摘にございました7,000万円の交付金でございますが、日本遺産に認定された後に国庫補助金の申請をすることによって交付される可能性があることとされる文化芸術振興費補助金、日本遺産魅力発信推進事業国庫補助金のことであるというふうに思います。この国庫補助金でございますけれども、補助申請書を提出し、日本遺産への認定決定後に採否を決定するため、日本遺産に認定決定されたとしても必ず採択されるとは限らないものでございます。また、補助率につきましても予算の範囲内で決定するというふうにされておまして、明示できる補助率はないものと考えてございます。先ほどの議員ご指摘にございます立坑を中心とした周辺施設も含めた炭鉱遺産の維持費、これのことというふうに思いますけれども、これらに対する国庫補助金等の財政的支援は想定してございません。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 わかりました。また、重要文化財については将来的に多額の費用がかかると思われ、一時的に交付金が給付されても継

続する維持費も大きく、全て単費となり、市民の財政負担がふえることから重要文化財については反対してまいりました。

そこで、日本遺産構想と重要文化財化への取り組みは目的が違いますけれども、市民のためのよりよい選択肢ということについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 重要文化財につきましては、所管は社会教育課と、日本遺産につきましては私ども企画課の所管というふうになってございますけれども、代表して私のほうからお答えしたいというふうに思います。

初めに、重要文化財への指定申請でございますけれども、第4次赤平市総合計画、あかびらスクラムプランなどの経過をもとに、現在の第5次赤平市総合計画、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として位置づけられております。確かに人口減少は進んでございますが、この減少を抑制するために総合戦略施策の実行に努めている状況でございますし、重要文化財指定を実現することで価値のあかしになると同時に、施設改修を行う場合には最大改修費用の65%が国からの交付金、17.5%が道からの補助金、同じく17.5%が過疎対策事業債の対象となりまして、過疎対策事業債の30%が市の実質負担となるため、全体事業費の5.25%が赤平市の負担というふうになりますけれども、その年の建設事業ですとか財政状況によりまして実負担することが可能かどうか、こういったことにつきましても行政判断を行った上で市議会でのご審議をいただくものというふうに考えてございます。

次に、日本遺産認定申請でございますけれども、空知の石炭、室蘭の鉄鋼、小樽の港、いわゆる北の産業革命、炭鉄港をテーマといたしました空知管内の市町、夕張、岩見沢、美唄、芦別、赤平、三笠、上砂川、沼田と、これにあわせまして室蘭、小樽の8市2町を構成市町といたしまして、空知、胆振、後志の3つの振興局と連携した取り組みでございま

す。

議員ご指摘にございます市民のためのよりよい選択肢についてと、これらの考え方についてでございますけれども、市民生活を考えるときには教育や歴史、文化といったものにつきましても経済性のみの観点ではなく、やはり守り、残し、市内外の方に活用していくことも必要であるというふう考えているところでございます。日本遺産の認定につきましては、炭鉱遺産などの文化財を使った炭鉄港ストーリーである8市2町の地域活性化策が評価されるものでございまして、赤平市といたしましては炭鉱遺産の価値や歴史、文化財としての存在について広く知ってもらい、市民にとっては歴史の保存、継承を、市外の方には赤平市の魅力をPRする施設といたしまして交流人口の増加ですとか経済効果など直接的あるいはまた間接的な波及効果をもたらすものというふう考えてございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕担当課長としての考え方はわかりました。

続いて、市長に伺いたいと思います。（2）、市長公約と市民の声についてであります。市長の選挙公約の中に炭鉱遺産問題があります。今まで一生懸命に取り組まれてきたことには理解いたしますが、しかし恩典があるからといって国の一時的な政策に十分な議論もないままに取り組まれたり、市民説明会においては国との約束を盾に無理やり考え方を押し切るなど、強引な手法を取り入れて今まで乗り切ってきました。その結果、どうでしょうか。市民の大多数からのブーイングが聞こえてまいります。私だけにではないはずで。私も市長との長きにわたる議論において、議案審議においては同僚議員からのそもそもの議論や井の中のカワズともやゆされてまいりました。私は、みずから炭鉱で働いてきた労働者仲間の代表として、そのスクラップである立坑やぐら関連の炭鉱遺産によって将来の赤平市民に財政的負担や迷惑をかけられないとの信念に基づき、今までこの場で何度も議論させていただきました。

3月定例会の結果は、新聞にも掲載されました。市長も市民の声に大きく耳を傾け、議会の決定を真摯に受けとめ、これ以上の炭鉱遺産事業の拡大には白紙で臨むべきであります。どのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君）炭鉱遺産関連事業の拡大には白紙で臨むべきと厳しいご意見がございました。ことしの3月議会の議論と結果につきましては、重要文化財の指定申請をしてはならないよというのが議員の本質的な結果であり、主張であったと私どもとしては認識をさせていただきます。その議員主張の理由としては、重要文化財に指定された場合は国から立坑など炭鉱遺産への改修指示がなされ、予算は市議会の承認が必要であるとはいえ、多額の全体事業費となることは明らかであると、そういうことから日本遺産認定申請はその重要文化財の指定に向けた足がかりとなるのだという主張であったというふうには認識をさせていただきます。この平成30年3月議会の決定を真摯に受けとめ、私といたしましては将来この炭鉱遺産に対する重要文化財としての機運が高まってきた際には、市民の皆様に対して改めてご説明をさせていただき、判断を仰ぎ、その判断が重要文化財の指定申請をしてはならないというものでございましたら、重要文化財指定申請書を提出しないということを今般申し上げたいというふうに思います。

なお、1点、誤解のないようにつけ加えさせていただきますが、ただいま申し上げましたとおり最終的な重要文化財の指定申請書提出の是非は市民の合意を前提とした市長の判断によるものであると認識しておりますが、重要文化財に関する事務につきましては事務分掌の規定がございますので、重要文化財や登録有形文化財などに関する調査、研究などの事務に関しましては、これまでと同じく取り扱っていかねばならないものというふうに考えております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] ただいま市長から重要文化財の指定申請書提出は、将来においても市民の判断を仰ぎ、市民の合意を前提としたものであるとする旨の答弁をいただきました。ただいまの答弁は、議会の合意ではなく、市民の合意を前提としたという、そのような答弁でございます。この答弁の意味は、大変重みのある内容でございます、市長の苦悩の末での英断かと、このように思いまして、この言葉に対して感謝申し上げるところでございます。今後市長が誰にかわろうとも、選挙にてそのときの市議会の勢力図がどのようにかわろうとも、決定するのは市民自体が決められるわけでございます。議会だけでは、市民不在の不毛の論議となることも出てまいりますので、このたびの判断は議会のためにもよかったと、このように思っているところでございます。

また、このたびの議案第330号平成30年度赤平市一般会計補正予算における企画費、旅費の提案、また社会教育総務費、旅費の提案は前回同様の再提案であり、理解のいかぬところございました。しかし、ただいまの答弁にて多くの課題、問題が解決するかと思います。

また、市長が心配されております重要文化財に関する事務扱いにつきましては、これまでの議会や行政常任委員会などでの説明により重要文化財などに関する事務分掌規則から職員による調査、研究などに関しては市長権限の及ばないところであると理解はしているところでございます。これまで民主クラブが反対してきた要因であります重要文化財化への入り口論議もただいま市長から重要文化財申請書の原則不提出の判断が下され、そのことにより自動的に解消となったことは私たちがこのことに対して少しでも協力できるところがあるものと感じているところでございます。このことは、市長に改めてまた再度感謝を申し上げるところでございます。それに私たちも応えていきたいと、このように思っております。このことについては、これで終わらせていただきます。

(3)、将来への立坑やぐら解体費用の財源確保についてであります。解体費用の財源確保の前に、その費用の金額を確認したいと思います。立坑やぐらの解体、除却費用について、私は非公式に聞き及んでいる2億から2億5,000万との数字を使用しておりましたが、議場での公の場での答弁を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(北市勲君) 企画課長。

○企画課長(畠山渉君) 立坑やぐらの解体、除却費用についてでございますけれども、立坑やぐらの高さ43.8メートル、直径は6.6メートルでございます。建設費は、当時約20億円を投じたごらんとおりの圧倒的なスケールの構造物でございます。立坑と周辺施設の構造、機械、電気系統などは閉山時のまま完全に残されておりまして、国内で現存するものとしては極めてまれなものでございます。このようなことから一般的な解体というふうなものではないというふうに考えられますことから、解体ですとか除却費としてお示しできるものは現在のところございません。

○議長(北市勲君) 若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] ただいまその金額が明示されなかったわけでございますけれども、多額にかかることは明白でございます。住友社からの無償譲渡と言いながら、数十年後の将来には間違いなく解体、除却費用はかかるわけです。そのころの人口規模では、これらの費用負担は不可能かと思われまして。そうかといって、町なかの建物でございますので、朽ちるまで放っておくわけにもいかず、そのための解体費用は譲渡を受けた現在の私たちが責任を負わなければならないと思っております。昨年もこの話をしておりますが、そのときは金額についての否定はありませんでした。財政基金の中からそれ相当の金額を担保し、定期預金とすることで責任を果たすことになると思われましてけれども、その意思があるかどうかを伺っておきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長(北市勲君) 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 炭鉱遺産活用基本構想の整備の基本方針にありますとおり、10年後に目指すべき姿を具体化するため、スタートしてから5年間の成果と反省を検証いたしまして、6年目以降に新たな整備方針を検討してまいりますというふうに規定してございます。したがって、5年ごとの成果と反省の検証の中で保存方法における将来的な対処方法の財源についても検証されるものというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁にて理解するところでございます。

続きまして、件名3、行政の諮問機関に係る見解について、項目1、諮問機関による市議会への要望行動についてであります。この件については、市長に直接答弁をいただきたいと思いますが、一般的な話として回答していただければ結構ですので、よろしく願いいたします。

先月、5月2日、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略会議という当市の新しいまちづくりへの素案を検討する諮問機関から炭鉱遺産公園整備についての要望書が議長に提出されました。その中で、炭鉱遺産事業に係る議案の議決内容に触れ、今後の活動についてもご理解いただけないようであれば、私どもといたしましても活動のあり方を考えていかなければならないという危機感が高まっておりますと、このような文言が内容の一部に見受けられました。要望書という位置づけの内容文ではありませんけれども、炭鉱遺産関連事業を施行する立場の行政としてこのことをどのように受けとめ、今後の市政執行に当たられるのでしょうか。

また、一般市民からの要望書であれば特に問題とすることはないわけでありまして、行政の諮問機関が当市の最高決議機関である市議会に関連する議案内容に触れた要望書を提出することはいかなることかと思ひまして、あえて諮問機関への依頼主であります市長に今次要望書提出への見解について伺っておきたいと思ひますので、よろしく願ひい

たします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 諮問機関による市議会への要望行動についてでございますが、議員ご指摘の炭鉱遺産公園整備についての要望書、これにつきましては赤平市議会議長宛てということですので、私のほうといたしましては要望書を直接確認しておりませんので、一般的な回答となってしまいますことをご理解いただきたいというふうに思います。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略会議につきましては、地方自治法上の附属機関、地方自治法第138条の4第3項という位置づけの諮問機関でございます。総合戦略の策定に当たりまして、市長からの諮問に対しまして答申していただくことですか、あるいは総合戦略策定後における施策の推進状況を検証し、必要に応じた改定を市長へ提案していただくことが所掌事項となっております。一般的には、答申された諮問機関からの意見につきましては法的拘束力はないとされておりますけれども、いただいた答申につきましては十分尊重し、総合戦略施策等へ反映しているところでございます。

また、議員ご質問にあります要望書が市議会に提出されたのであれば、私ども行政からの配慮が足りず、戦略会議委員の皆様と市議会議員皆様に対し、ご心配をおかけしており、大変申しわけなく深くおわび申し上げる次第でございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今市長の一般的と言ひながら答弁をいただきましたけれども、私ども今後このようなことがなければと思ひますし、今後の議論の参考にさせていただきます。

続きまして、件名4、住宅政策についてであります。項目1、ふえ続ける個人住宅の空き家対策についてであります。超高齢化時代に伴ひ、各町内にて施設に入所する人や子供のところに移転していく人など、また亡くなる人などで公営住宅のみならず、一般住宅においても年ごとに空き家がふえ続け、持ち主の管理状態が悪かったり放置状態が続きますと

一冬ごとに家屋や物置、車庫の損壊が始まり、場合によっては家そのものが倒壊し、住民が危険にさらされる場面もございます。町内会では、手の施しようもなく、解決策の見当たらない問題でありまして、行政の検討課題としてお願いするところでございますけれども、現在人口減少対策の一環として移住定住促進対策のあかびら住みかエール政策が進められており、空き家の活用も試されております。このシステムを利用拡大し、空き家の利用価値、活用価値を高め、少しでもこの窮状を解決できる方向性に導かせることができないものかどうか、この件について伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山涉君） ふえ続ける個人住宅の空き家対策についてでございますけれども、管理不全によって老朽化が進んだ空き家が増加しており、全国的な問題として大きく取り上げられております。市内の中古住宅の売買あるいは賃貸を希望する物件情報といたしまして、あかびら住みかエールを実施してございます。赤平市のホームページにて地域の空き家、アパートの情報を募集いたしまして空き家等の有効活用を進め、移住定住の促進、住宅ストックの活用、地域の活性化を図るよう住宅情報を提供してございます。物件情報を希望される方は売買を望まれていることが多く、物件を利用されようとする方につきましては賃貸を希望されることが多いなどのミスマッチが課題であると考えております。現在のあかびら住みかエールの利用につきましては、基本的に所有者と利用希望者の当事者間によります空き家等の売買、賃貸借の交渉及び契約となっておりますけれども、今後におきましては関連するさまざまな相談体制などについて関連部署と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で理解するところでございますけれども、もう少し踏み込んだ話をいたしますと、程度のよい空き家を行政で改修、無料にてあっせんし、地域に根差して

もらうことが基本でありますけれども、場合によっては公住からの住みかえ事業も考えられるわけでございます。市も家賃収入は減少しますが、固定資産税や消費人口の確保となり、それから人口の安定化は商店街対策ともなるのではないのでしょうか。将来的には公住の建てかえ戸数減につながるもので、思い切った政策としてこういうことも必要でないのかなと、こう考えております。

また、空き家の利活用とは別に空き住宅の整理は家族も含めた依頼人の終活の一部と捉まえ、制度化による対応が必要かと思えます。例えば家屋の価格は、見積もり本体価格から解体、除却費用を除いた分が売り値でありまして、その判定は専門家に委託し、家屋の持ち主や家族から現存のうちに解体、除却費用も含めた委任状を預かり、最終処分まで行政が責任を持って対応することでないこの空き家整理ができないのではないかと、このように思っているところでございます。これらの点については、今後の大きな課題でありますので、各それぞれの担当課が一体となって協議、検討していただければ幸いですと思ひまして、全体に対しての要請といたしますので、よろしく願いいたします。

件名5、町内会組織の今後について、項目1、町内会役員のなり手不足についてであります。現在当市のどこの町内会組織を見ても役員不足であり、町内会役員の維持確保について、大変このようなそれぞれの苦勞をしているわけでございます。特に会長のなり手がいないため、町内会そのものの存在も危ぶまれているところもありますし、会長と数人の役員だけになり、1人何役も引き受け、健康被害も出てくる状況も見受けられます。人口の減少と少子高齢化、このことにより町内会そのものが今後消滅しかねない、こんなことも考えられるわけでございます。町内組織は、行政にとってもなくてはならないと思ひますが、現在は本当に深刻な問題であります。数年前まで議会で取り上げたこともございまして、市の職員の配置についての検討も当時はされたかと思ひますが、現在は本当に当時以上の何倍も

の問題化と化しているわけでございます。役員が不足している町内会へ市の職員や協力してもらえ各企業に各町内と提携できるシステムづくりなど知恵を出し合って解決できる方策があればよいのでありますけれども、行政として考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 町内会役員のなり手不足につきましてお答えを申し上げます。

このことにつきましては、北海道町内会連合会の実施いたしましたアンケートの結果を受け、高齢化や町内会の参加意識の低下が原因と見られるということで先日報道されておりましたが、当市におきましても町内会の加入率の低下もあり、町内会役員のなり手不足が深刻化してきてございまして、広報あかびらの配付も負担となってきたり、退職者を含め市職員が積極的に町内会の活動に関与していただきたいとのご要望も町内会連合会より承っているところでございます。先般、広報の配付報償費につきましては、世帯割、均等割などのバランス等を考慮しながら検討していきたい、町内会活動への参加につきましては積極的に参加している職員もおりますことから、職員の声かけなどによる新たな職員の参加について促していくなどいたしまして町内会連合会へは回答させていただいたところでございます。このほか、さきにも答弁させていただきましたが、町内会の負担が過重とならないよう関係部署間で連携いたしまして、町内会活動に配慮していくことはもちろん、町内会連合会とともに町内会への加入の促進の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁では、企業人からの支援体制ということについては触れておりませんが、退職者も含めた市の職員体制で対応できるとの判断だと思ひまして、あえ

て伺いません。町内会役員の方々も必死ですので、ご検討のほどよろしく願いいたします。また、職員の方々も積極的に参加され、町内で大きな評価を得ている人も少なくありませんけれども、できるだけ全員が参加意識を持てるような、そんな配慮のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問の全てを終わります。適切な答弁ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時02分 休憩）

（午後 3時15分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、高齢者対策について、2、子育て支援について、3、合同墓の整備について、4、市民の交通手段の確保について、5、遊休公共施設について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 通告に基づき質問しますので、答弁のほどをよろしくお願いいたします。午前中、午後と同僚議員の質問で同じような質問があると思ひますが、答弁のほどをよろしくお願いいたします。

件名1、高齢者対策について、1、生きがい農園について。菊島市政になってから早いもので3年が過ぎ、残り10カ月ほどとなりました。市長のモットーでありますスピーディーさをもって対応していきますとの言葉を何度もお聞きして大変期待していたわけですが、いまだに取り組みされていないことから再度質問をさせていただきます。

生きがい農園については、平成28年の市政執行方針には載っていたのですが、29年、平成30年の市政執行方針には載っておらず、予算化もされておませんでした。平成28年の第3回定例会において、私の質問に対して平成11年度に農園事業は中止され、現在は要望がないとの答弁でありました。しかしながら、高齢者が心身ともに元気な生活を送りながら親しい友人や知人と一緒に農作物を育て収穫をする

ことを通じ、健康増進と生きがいを感じることは非常に重要なことと考えている。そして、要望はないが、今後も老人クラブ連合会などと協議をし、どのような方法でどのようなことが可能なのか検討してまいりたいと思うと答弁されております。また、平成29年3月の同僚議員からの質問に対し、菊島市長は赤平市老人クラブ連合会役員との打ち合わせでは要望がないことが確認できました。しかし、高齢者が元気で過ごしていただく施策を実施することは大切なことであるから、今後もどのような方法で実施ができるか市老連と協議検討を行い、任期中に、もう一回繰り返して言いますけれども、任期中に一定の方向を示すよう努力してまいりたいというふうに思っておりますと答弁しております。午前中の質問においても同様の答弁をしていると思っておりますけれども、その後1年以上たっておりますが、平成28年の私の質問、平成29年の同僚議員の質問後、生きがい農園については何度協議をし、老人クラブ連合会からはどのような意見があったのでしょうか。また、協議の経過はどのようになっているのでしょうか。市長公約でもある生きがい農園事業ですので、全く検討されていないということはないと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 生きがい農園についてお答えさせていただきます。

高齢のご夫婦が、あるいは高齢者がお一人で家庭菜園などをされるお姿を拝見するきょうこのごろであります。野菜などを栽培されている土地につきましてはご自宅の土地の空きスペースや自宅付近の土地を借りるなどされているものと思われま。

ご質問の生きがい農園の整備につきましては、ある程度まとまった土地が必要なため、ニーズがあることを前提に整備をする必要があると考えますことから、平成28年9月以降では28年3月ごろに1度老人クラブ連合会と協議をしましたが、老人クラブ単体としては現在のところ生きがい農園の整備要望がなく、町内で管理している会館の空きスペースで

花などを植えることで手がいっぱいとのことでありました。今後につきましては、老人クラブ連合会役員会などで生きがい農園につきましてどのようなニーズがあるのかなど話し合いの場を設けるとのことですので、その推移を見守り、市といたしましても生きがい農園が高齢者の健康増進や介護予防、生きがいに繋がるものと考えておりますので、引き続き老人クラブ連合会と協議してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたけれども、平成28年度の私の質問に対し、老人クラブ単体として要望がないということだったと思います。そして、今回はある程度まとまった土地が必要なため、ニーズがあることを前提に整備をする必要があると答弁されております。しかし、生きがい農園の整備要望はなく、農園として平成11年まで利用していた土地は売却しております。このような状況で果たして生きがい農園ができるのでしょうか。

また、どのようなことが可能なのか、どのような形態で実施することが最善なのか検討してまいりたいと言っておられますが、実際は平成29年3月ごろに1度しか協議されておられません。その後は一度も協議されていないのに、今回も引き続き協議、検討すると答弁されておりますが、予算にも上がっていないことから、結局はやらないということではないのでしょうか。そこら辺、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 生きがい農園が高齢者の健康増進や介護予防、生きがいなどに繋がるものと考えておまして、老人クラブ連合会も同じ考えとのことですので、引き続き老人クラブ連合会などとどのような形態で実施することができるかなど協議してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。



○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕今の答弁と最初の答弁の項目のところ、答弁のところがほんのちょっとしか文字が変わってなくて、ほとんど同じなのですよね。再質問に対する答弁について同じことの繰り返しで、全く質問の本質に答えていませんので、それではちょっと市長に質問します。

平成28年、私の質問、29年、同僚議員の質問、そして今回の質問について、生きがい農園が高齢者の健康増進や介護予防につながるので、要望がない状況であるが、必要と考えているので、どのような方法で実施できるか協議をしてみたいとの答弁を繰り返しています。協議実績もこの間でわずか1回であり、協議の結果、要望がない中で協議を続けていくとの答弁は私から言わせると、言葉は悪いですが、ただの時間稼ぎをしているようにしか思えず、真剣に取り組んでいるようには思えませんが、生きがい農園を実施することは無理なのではないかと思いますが、市長、どう思いますか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君）おかれている部分については、私の責任であります。とにかく老人クラブ連合会の役員会あるいは会議に私自身みずからが出向いてお話を聞いて、その中でどうしてもそういうふうなことでもってやっていくほうがいいのであるのだけれども、やっていく、そういうあれがないというお答えをいただいたその時点で、また改めて判断するようにします。私としては、今の時点ではやっていただきたいということで老人クラブ連合会に協議を持ちかけているところであります。私自身、もう一度老人クラブ連合会の方々とお話を直接させていただきます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕市長は、常日ごろからスピーディーさをもって業務に当たるとおっしゃっていますが、住民ニーズを的確に捉えた上で政策を実行するのか、それともやめるかの判断を迅速に行うことこそがスピーディーな対応と言えるの

ではないでしょうか。生きがい農園を進めるにしてもやめるにしてもスピーディーな対応をしていただきたいと思います。

続きまして、件名2、子育て支援について、1、病児、病後児保育について質問をさせていただきます。病児、病後児保育については、過去にも同僚議員から質問があり、私自身も質問をして答弁をいただいておりますが、病児、病後児保育につきましては再度質問をさせていただきます。保育所に子供を預けているひとり親世帯、そして共働き世帯がふえている中で、子供が急に熱を出したり、あるいは体調不良により近くに親がいない場合、子供を預けられず、その都度仕事を早退、欠勤しなくてはならない状況になる方も多いと思います。保育所は休ませたくないが、仕事は休めない、また職場に迷惑がかかる、そう思うと働きたくても働けない、働いているが、働きづらと感じている方もいらっしゃいます。当市は、ものづくりのまちとして優秀な企業が多くあります。少子化により人口減が進み、人手不足が深刻な状況になってきている中、この病児、病後児保育ができれば双方のニーズに対応ができると思います。保育所にお子さんを預けて働いている家庭は多く、病児、病後児保育は子育て支援には大事な施策だと考えております。また、企業にとっての支援の施策にもなると思います。そして、雇用対策、移住定住対策を推進する上でも必要な施策と思いますが、当市としてはどのように考えているのか、再確認の意味でお伺いをいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君）病児、病後児保育についてお答えさせていただきます。

この制度は、子供が病気の際に保護者が仕事などで自宅での保育が困難な場合に病院や保育所等の専用スペースにおいて一時的に保育するものとなっており、近隣では砂川市、深川市、美唄市が実施されております。病児、病後児保育の実施基準は、病院や保育所等に敷設された専用スペースが必要であり、職員の配置も看護師等を利用児童おおむね10人

につき1名以上、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上と定められており、専用スペースの確保につきましてはあかびら市立病院、文京、若葉両保育所において空きスペースがなく、また保育士等の専任配置も現在困難な状況です。今後につきましては、専用スペースの確保と保育士等の専任配置が必須となりますことから、病児、病後児保育実施自治体の実施状況も参考とし、子ども・子育て会議でのご意見も伺い、また雇用対策、移住定住対策の推進も念頭に置きながら事業実施につきまして慎重に検討してまいりたく存じますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁では、専用スペースの確保や職員の専任配置が困難であるとの説明でした。何年も前から病児、病後児保育については質問や要望があり、その中の答弁で市単独で実施する以外にも近隣自治体を含めた広域での実施を検討してまいりますとの答弁があったと思いますが、その後その近隣自治体を含めた広域での検討というのはあったのでしょうか、再度質問いたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 検討経過といたしましては、近隣の病児、病後児保育実施自治体の実施状況について伺っておりますが、実施自治体の住民が優先利用となりますことから、広域での実施受け入れに答えることが難しいという回答をいただいております。また、事業の実施箇所が遠方になりますことから、児童、保護者への負担も大きいことも一つの課題となっております。現時点では、このようなことから近隣の病児、病後児保育施設を利用させていただく広域での実施は困難な状況となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 これ前回答弁あったとき、私はちょっと無理なのかなと思ながら感じていたのですが、やっぱり近隣自治体を

含めた広域での実施はちょっと困難ではないかと私も感じております。しかし、病児、病後児保育は子育て支援、移住定住対策、雇用対策を推進する上でも必要なものと思いますので、何とか当市単独での実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。先ほどもちょっと話がありましたけれども、2019年10月には幼児教育の無償化も開始予定となっているため、ニーズも多くなるとおられますので、専用スペースの確保、職員の専任配置など、どのような方法があるのかを含めて早急に検討していただきたいと思います。これでこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、件名3の合同墓の整備についてですが、前者と同様の質問であり、答弁から理解しましたので、私のほうからは要望だけとさせていただきます。合同墓につきましては、無縁仏との合葬の仕方など市民感情も考慮し、検討しなければならない点も多くあると思いますが、市民からの要望が高まっておりますので、市民感情も考慮しつつ、早期実現に向け、取り組むよう再度お願いを申し上げます。これでこの合同墓の件については終わらせていただきます。

続きまして、件名4、市民の交通手段の確保について、1、移動困難者の交通手段の確保についてであります。この件に関しましては、昨年も質問をしておりますし、同僚議員からも同じような質問が何度もあったと思います。高齢化がますます進んでおり、交通弱者と言われる方々や移動困難者も増加してきています。前回の質問においても移動空白地域や利便性の悪い地域に住んでいる方々のためにデマンドバスを運行できないかとのことに対して、ある一定程度の交通手段の確保という意味では充足されていると認識しているとの答弁でした。しかし、その後も同様の質問がほかの同僚議員からなされていること、あるいは地域住民からさまざまな声が聞こえてくることから、地域住民と行政との間に認識のずれがあるのではないかと感じております。幹線道路から離れて住んでいる地域住民は大勢いらっし

やいます。いまだに利便性の悪さについての声もあります。過去に路線バスが走っていたが、廃止になった地域に住んでいる方もおり、移動困難者はますますふえてくると思われます。その方々のニーズに応えるためにも交通手段の確保について検討しなくてはならないと思っております。沼田町では、公共交通の検証の結果、利用者のより実態に即した公共交通を目的として6月より乗り合いタクシーの運行を始めております。当市においても本格的な検証を始めるべきではないかと思いますが、その後この件について協議をしているのでしょうか、市民からの切実な声がある中、対策をとらないのかお伺いをいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山涉君） 移動困難者の交通手段確保についてでございますが、人口減少と高齢化が著しく進行し、中山間地域の人口、利用者数の減少から身近なところにあった商店や医療機関、ガソリンスタンドなどが徐々になくなってきております。そのため、生活が極めて困難となる状況が発生しており、その背景には高齢化でマイカー運転ができなくなるなど移動制約も大きく横たわっていると考えてございます。

前回、平成29年6月議会における議員ご指摘のデマンドバスでございますけれども、利用者が電話等で利用時間帯と目的地の予約を行い、車は乗り合う人と時間に合わせて順に迎えに行き、全ての人を目的地まで送迎する形態でございます。利用者が点在している地域で、路線バス等の運行が困難な地域での導入に適しているというふうに言われておりますけれども、メリットといたしましては予約が入った停車地域のみを経由するため、需要を面的にカバーできることですか、バス停まで歩く必要がなくなることですか、戸口から戸口までへの輸送が可能となりますし、高齢者等に優しい輸送手段であると考えてございます。デメリットといたしましては、利用者にとって予約が必要になること、乗降地の異なる利用者を乗り合いで輸送するということですか

ら停車地、それから目的地の到達時間が変動する場合がございます。また導入していない地域との不公平感が発生すること、特に高齢者の方には決まった乗降場所がないことから仕組みが理解されにくいということが挙げられると思います。

前回、議員ご指摘のデマンドバスの運行に関する答弁の中でもある一定程度の交通手段の確保という意味では充足されているという部分につきましては前回と同じ認識でございますけれども、先ほどの議員のお話にもございました高齢化の進行によります交通弱者、移動困難者と言われる方々の増加という点につきましては同じ認識でございますので、今後におきましてもご提案にございましたデマンドバスを含め、公共交通の取り組みにつきましてはさまざまな角度から研究してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたけれども、生活が極めて困難となる状況の背景には高齢化などにより車の運転ができなくなるなどの移動制約が影響しているというのはそのとおりだと私も思っております。移動制約による生活難民とは、交通弱者、買い物難民、通院難民と言われていると言われる言葉に象徴されているとおり、生活に直結する問題だと思っております。この移動制約者がふえてきている主な要因の一つは、日常生活における移動がとても困難になってきているということだと思います。

また、平成28年11月18日にJR北海道が当社単独では維持することが困難な線区として発表され、その後連日のように鉄道の行方について新聞等で報道をされております。昨日の行政常任委員会でもこれに該当する根室本線の滝川から新得間についての根室本線対策協議会の取り組みについて報告がありました。このことからわかるように、地域公共交通が著しく衰退しているということだと思っております。これは、少子高齢化による通勤、通学者の減少で公共交通利用者が大幅に減少し、公共交通事業者

が採算割れから撤退している点と国の規制緩和で公共交通機関の廃止が届け出だけで簡単にできるようになったこともあると思います。

過去に百戸地区には百戸線というバス路線があり、芦別ターミナルから百戸、茂尻を經由し、観光センター前までの路線でしたが、赤平東高等学校が統合によりなくなってしまうのとほぼ同時に廃線となってしまったと思っております。また、住吉町を通っていた富平線も廃線になりました。利用者の減少によることも路線廃止の大きな要因とは思いますが、廃線となった沿線に現在も住んでおられる住民の影響を前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

議員のお話にございました赤平市内で廃止となったバス路線が存在することは同じく承知してございまして、百戸地区や住吉地区の住民の皆様にはご不便をおかけしていることと認識してございます。地域における公共交通は、身近な生活と密接にかかわる重要な交通でございます。昨年の議員ご提案にございましたデマンド交通やその他の交通手段、こういったことも含めましてさまざまな角度からこれからも研究してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、さまざまな角度から研究してまいりたいとのこととございました。地域における公共交通は、交通弱者にとっては身近な生活と密接にかかわる重要なことであります。社会インフラとしての公共交通がベースにあって、その上に医療、福祉、教育を初めとする住民の生活が営まれているという状況を見ると、市民がいつまでも住み続けたい、住み続けられる地域とするために公共交通が果たす役割は大きいと考えております。ぜひとも早急に取り組んでいただけるようお願いを申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2、あかびら市立病院における夜間救急外来受診後の交通確保対策についてであります。当市において、あかびら市立病院は夜間救急外来の対応をしていますが、夜間受診後、午前2時から午前7時まで、受診後帰宅したいが、交通手段がないという声があります。タクシー会社を調べてみると、日曜日から木曜日は電話での対応は午前1時30分まで、営業所の車庫に来た場合は2時までの対応とのことでした。また、金曜日、土曜日については午前2時半までの電話対応で、営業所の車庫に来た場合は3時までの対応とのことでした。病院に確認をしたところ、帰宅できない人は救急点滴室でハイヤーが運行する午前7時まで休んでもらい、その後帰宅しているとのことでした。病院としては、患者さんの対応をしてくれていると思いますが、やはりその後帰宅したいというのに帰宅できずに不便だと、そういう声が出ております。市立病院の事務長から5月のデータをいただきましたが、救急外来患者は81名で、そのうち2時から7時までの患者数は12名とのことでした。今後高齢化が進む中、空白時間帯の交通手段の確保についても検討していかねばならないと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 公共交通の観点から、私のほうから代表いたしましてあかびら市立病院における夜間救急外来受診後の交通確保対策についてお答えを申し上げます。

市内のハイヤー事業者の営業時間につきましては、利用者の減少などによりまして深夜から早朝にかけて営業をされていない空白の時間帯がございまして、市立病院等での夜間救急外来受診に際しましてはご不便をおかけしていることと伺います。営業されていない深夜から早朝にかけての空白の時間帯でございますので、ハイヤーを利用される方も少ないことから、市内のハイヤー事業者にとりましては採算が合わない時間帯であるというふうに思っております。したがって、企業努力をお願いした

いところではございますけれども、以前のような24時間の営業は非常に厳しいのではないかというふうに考えてございます。あかびら市立病院の対応といたしましては、自家用車などによります帰宅する交通手段、これらが無い場合には救急点滴室などでハイヤー運行までの間、休んでいただくという対応でございまして、ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたが、確かに深夜から早朝にかけてのハイヤー利用者が少ないため、過去に午前3時から午前7時までだったと思いますけれども、1台だけ営業している会社もありました。これは赤平ですけれども、しかし利用者が毎日いないということで、やはり営業時間を変更しながら現在に至っているのだと私は認識しております。体調が悪いのに無理をして車を運転していくのは、交通事故の危険も伴います。また、移動手段がないため、運転免許証を返納しない高齢者の方もおられます。だからこそ空白時間帯の交通手段の確保は、必要不可欠なものと考えます。現在営業していない会社に空白時間帯の営業をお願いするのはなかなか難しいと思いますし、芦別市のハイヤー会社でも7月より2時までの営業となり、やはり2時から7時まで空白時間帯となり利用できません。一番近くで24時間営業しているのは滝川市で、ハイヤー会社が4社ほどありますが、4社とも24時間営業をしております。

そこで、私の提案ですけれども、滝川市のハイヤー会社に委託はできないのかなど。一例として、滝川からあかびら市立病院までの片道分を定額委託し、あかびら市立病院から利用者の自宅までのメーター料金は利用者に負担をしていただくという方法があるのではないかと思います。病院では、ハイヤーの営業時間になるまで休ませてくれ、患者さんは感謝しておりますけれども、本当は交通手段があれば帰宅したいとおっしゃっている方がおりますので、ぜひこれも検討のお願いをしたいと思って、こ

の質問を終わらせていただきます。

件名5、遊休公共施設について、1、旧赤平中央中学校について。統合中学校が7月に完成し、新校舎を使用することになりますが、現赤平中学校の校舎の除却時期については決定していると思います。旧赤平中央中学校の除却時期については、公共施設等総合管理計画によるとサービス付き高齢者住宅の建設予定となっているため、その計画が決定するまでは旧赤平中央中学校の除却時期も明確にならないと思います。旧赤平中央中学校の校舎は、耐震強化にもなっておらず、まちの中心地にあり、生協や市立病院があり、人通りも多く、交通量もあるため、安全面からも長く放置しておくわけにもいかないと思います。公共施設等総合管理計画の見直しをしないということであれば、サービス付き高齢者住宅の運業者があらわれるまでそのままの状態でおくのか、それとも公共施設等総合管理計画を見直し、除却時期を早めるのか、また除却後何かに活用するのか、早急に決めていかないとないと思いますが、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 旧中央中学校の除却後の活用についてでございますが、赤平市公共施設等総合管理計画の中の学校教育施設の方針といたしまして、赤平中央中学校跡地はサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者施設を整備するというふうにしておりますけれども、中央中学校跡地につきましては市の中心部にあることや市立病院も近くにありまことから、これまでも多くのご意見、ご指摘をいただいております。市議会の中でも児童福祉施設など可能性も含め、さまざまな議論があったところでございます。また、赤平市公共施設等総合管理計画は社会、経済情勢の変化に対応いたしましたこれからの公共施設全般の基本方針を定めたものでございまして、公共施設に関する個別計画の方針を定める総合的、全市的な計画と位置づけており、個別計画につきましては各公共施設の所管課が策定いたしまして具体的な作業に入っていくものと考えてござい

ます。したがって、各公共施設マネジメントの個別計画の策定につきましては、関係各課にて検討することとされておりまして、その個別計画の内容に合わせて公共施設等総合管理計画の見直しもしていかなければならないものと考えてございます。ご質問にあります旧赤平中央中学校の除却後の活用につきましては、児童福祉施設の可能性も含め、関係各課にて協議しているところでございます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、総合戦略のPDCAサイクルの平成29年の欄に従事者の確保が厳しいことなどから、サービス付き高齢者住宅の建設計画はないとなっております。そうであれば、旧赤平中央中学校跡に予定されていたサービス付き高齢者住宅の計画は今のところ見込みはないと、そういうことだと思います。そうであれば、耐震強化になっていない校舎は安全面から、そのままサービス付き高齢者住宅ができるまで除却しないというのはいかかなものかと思えます。答弁の中で、児童福祉施設の可能性も含めとありますが、私や同僚議員は認定こども園を建設してはどうかと要望しております。グラウンドを含め土地面積も広く十分であり、病院もすぐそばにあり、立地条件としては最適であると思えます。そして、あかびら市立病院には小児科もあります。先ほどの私の質問の中でも触れておりますが、2019年10月には幼児教育の無償化も開始予定となっており、ますます子供を預ける家庭がふえると予想されます。受け皿確保が急務となっております。幼稚園と2カ所の保育所を統合することにより、保育士の数も充足されるというような話も聞いています。そこに病児、病後児の専用スペースをつくることもできると思えます。そのことにより切れ目のない子育て支援が可能になってくると思えますので、ぜひ関係各課で前向きな検討をお願いし、これで私の質問を全て終了させていただきます。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は

全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時54分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)